

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 16 日)
(第 17 号)

第 17 号
6 月 16 日

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 17 号

○令和 2 年 6 月 16 日（火曜日）

議事日程（第17号）

令和 2 年 6 月 16 日（火） 午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第 2 議案第121号

〔提案説明、質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

日程第 2 議案第121号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
6	番	小	林	貴 虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇保
19	番	野村	保道
20	番	山内	道明
21	番	山本	里香
22	番	稲森	稔尚
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稲垣	昭義
29	番	石田	成生
30	番	小林	正人
31	番	服部	富男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	村林	聡

37	番	今井	智広
38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
43	番	中村	進一
44	番	津田	健児
45	番	中嶋	年規
46	番	青木	謙順
47	番	中森	博文
48	番	前野	和美
49	番	舘	直人
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅	真子
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	西塔	裕行
書記(企画法務課長)	枘屋	武
書記(議事課課長補佐兼班長)	平井	利幸
書記(議事課班長)	中西	健司
書記(議事課主幹)	櫻井	彰

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
----	----	----

副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長事務取扱	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	岡 素 彦

代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	坂三 雅人
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山川 晴久
選挙管理委員会委員長	高木 久代
労働委員会事務局長	中井 宏文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち報告いたします。

議案第121号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第121号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号）

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。12番 田中智也議員。

〔12番 田中智也議員登壇・拍手〕

○12番（田中智也） 皆さん、おはようございます。

久しぶり、でもないですけどね。1年ぶりの一般質問なんですけど、朝一番の一般質問というのは本当に久しぶりでありまして、少し朝からばたばたしております。さすがに緊張というのはそれほどしなないようになりましたけれども。ちょっと強がりですか。でも、そうは言っても、県民の皆さんから負託をいただいてここに立たせていただいて、お許しいたげて発言させていただくということについては、身の引き締まる思いであります。

つかみのネタとしては、先日、石垣議員が、お子様の誕生のことについて、この中でいろいろお祝いとか、やり取りがありました。実は、出産予定日が8月2日ということで、ぴっときました。8月2日、私の誕生日なんです。だから、生まれた月と日に由来する占いをもし信用されるなら、ちょっと御心配いただいたほうがいいかも分からないですね。そうは言っても、新しく生まれ来る命に対して多くの人が祝福し、見守りながら育てていく、そういうことがこの三重県でも脈々と続いてきたわけでありますから、これから後もそういう状況をつくっていきたいと思っていますところです。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、子どもの権利が尊重される三重づくりと題しました。

子どものことを、石垣議員のお子さんのことでちょっと触れさせていただいたんですけども、子どもたちが周りの社会、大人たちに見守られながら、自分たちの力でしっかりと生き抜いていくということが重要だと常々思っているところです。

先般、香川県議会で、3月に、ネット・ゲーム依存症対策条例が可決されました。平日60分、休日は90分、中学生はスマホは9時まで、高校生は10時までを目安にして、保護者がルールづくりをしてくださいねみたいな、そん

な内容の条例だと伺っています。

大人社会もネット環境が整い、スマホも非常にアクセスがよくなって、使いやすい便利な世の中になりました。そのことによって得られるものというのはたくさんあって、ただ、デメリットも確かに一方であると思っています。ゲーム依存症とか、ネット依存症とかが言われます。

ただ、これは行政として、条例という形で踏み込むのかということについては、少し議論があるところだと思っています。

自分たちの権利がどのようにあって、どのようにその権利が守られるべきなのかって子どもたち自身にも考えてもらう必要があるのではないかなど、私としては思っているところであります。

子どもの権利ということですが、世界的には、子どもの権利条約が発効されて、日本は1994年に批准しています。子どもの権利条約の中では、四つの権利がうたわれています。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、当然の権利であります。

本県としては、平成23年、2011年4月に、三重県子ども条例が施行されていまして、その第3条に、子どもを権利の主体として尊重すること、子どもの最善の利益を尊重すること、子どもの力を信頼すること、これが基本理念としてうたわれています。

あと、四つ基本事項がありまして、子どもの権利を知り、学ぶ機会を子ども自身や県民に提供していくということが一つ。それから、子どもの意見表明の機会提供と意見の尊重、三つ目が、子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう取り組まれる活動への支援、四つ目が、子どもの育ちを守り支える人材育成となっています。こういう四つの基本事項を踏まえて、県としては様々な施策、事業を展開していただいているところであります。

ただ、この条例が策定されてからおおむね10年ぐらいたちます。子どもの権利が尊重される地域社会づくりに向けて、基本理念を踏まえて取組を進めていただいているところなんですけど、ただ、この策定以降、児童虐待による重大な事案でありますとか、子どもの貧困等も、これは格差が広がってきて

いて貧困家庭における子どもという形で、そういう子どもたちを社会全体で守ろうではないかという、そういう機運も盛り上がりを見せています。

そういうことが高まっている中で、虐待防止でありますとか貧困への支援に、県としてもしっかりと注力していただいているということで、非常に大事なことだと思っています。

一方で、生きる権利とか守られる権利という部分、当然、子どもは社会的に弱い立場ですから守っていくべき存在でありますし、社会全体としても守らなければならないと思うんですけども、子ども自身が自ら育っていく権利とか、様々なものへ参加する権利、この辺りのところへの関心が、ほかの施策をぐっと前面に押し出すがゆえに、それらの権利の部分については、少し見えにくくなっているのではないかなと感じているところです。

そこで、先ほど申し上げた四つの基本事項のところでの三重県の事業の本数を、数えてみました。権利を知り学ぶ機会、子ども自身に提供していく部分は9事業展開してもらっています。子どもの意見表明と機会の提供、意見の尊重の部分は20事業、自らの力を発揮して育つことができるよう取り込まれる活動への支援という形で、いろんな支援がありますけど26事業、育ちを守り支える人材育成のところは、これ、大事なところだと思います、57事業でありまして、図らずも、四つの基本事項の中で、だんだん四つ目に向けて事業の本数は多くなっています。

1点目の、権利を知り学ぶ機会の部分が9事業で、少し本数としては少ない、事業本数の多寡で評価するべきものではないということは承知しているものの、この辺りのところは、子ども自身が自分たちにはどういう権利が存在して、自らも考えて行動していくんだ、行動していく上においては、自分の意見がしっかりと外に対して発信でき、それが共有であったり共感であったりしながら子どもたち自身で育っていくという、そういうことをサイクルとして回していく必要があるのではないかなと思っていますところでもあります。

子ども条例の策定から10年目の節目ということでありまして、先ほど申し上げたとおり、子どもが自らの権利について学ぶ機会でありますとか、子ど

もの意見表明の機会、この辺が確保されて、子どもの権利が十分に尊重される地域社会づくりをどのようにして進めていくのかについて、大きな視点で知事に対して伺いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、子どもの権利が十分に尊重される地域社会づくりをどのように進めるのか、私の思いということで答弁させていただきます。

私は、子どもが自分らしく生き生きと育つためには、自分を大切な存在であると信じていることができる自己肯定感を育むことが何より大切だと考えています。

まさにそのことが、三重県子ども条例の前文に書かれ、大事な理念として記されていますので、子どもが豊かに育つ地域社会づくりに取り組むことを定めたその条例に沿って、子ども最優先との思いでこれまで全力で取り組んでまいりました。

子ども条例では、先ほど議員からも御紹介がありましたが、子どもを権利の主体として尊重する、子どもの最善の利益を尊重する、子どもの力を信頼するの3点を基本理念とし、県が実施する施策では、子どもが意見表明する機会の設定、子どもの権利について学ぶ機会の提供、子どもが主体的に取り組む活動の支援、子どもの育ちを支える人材育成と環境整備の4点を基本事項としています。

私は、平成29年度に、子どもが最も大人に近い国と言われるカナダを視察し、子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護するという、アドボケイトの重要性を改めて学びました。この経験を踏まえ、児童相談所において研修を行い、実践し、定着を図っています。

また、県内約4600人の小・中・高校生を調査したみえの子ども白書2019や、小学校4年生から高校3年生までの約500人の子どもが登録するキッズモニターアンケートなどに寄せられた子どもの声を県の施策に反映させるなど、意見表明の機会づくりを進めています。

子どもの権利を学ぶ機会の提供については、子ども用と大人用の子ども条例を啓発するリーフレットをそれぞれ作成し、機会の拡大に努めるとともに、平成30年度の三重県いじめ防止条例の制定に合わせて、改めていじめがそれを受ける子どもの権利を著しく侵害するものであるということについて、市町、学校単位で周知徹底を図っています。

また、みえの子ども夢実現応援プロジェクトにおいて、トランスジェンダーや海ごみ問題などの社会課題を解決したい、自分の力を海外で試したいなど、子どもが様々な夢の実現に向かって取り組む活動を支援するとともに、みえこどもの城や青少年教育施設などにおける多彩なイベントにおいて、子どもが主体的に取り組む活動支援に取り組んでいます。

さらに、子どもの育ちを支える人材育成と環境整備としまして、子育て・子育てマイスター養成講座などによる地域人材の養成や、みえ家庭教育応援プランに基づく市町と連携した取組などを進めてきました。

令和3年度に、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、三重県子ども条例の施行から10年の節目を迎えますが、この間、児童虐待の深刻化、子どもの貧困といった課題の顕在化など、社会情勢や子どもの置かれている環境は大きく変わってきています。

加えて、新型コロナウイルス感染症での学校休業中には、子ども専用相談電話ほっとダイヤルへ、学校が休みになってから気力がなくなった、いらいらするという声も上がっているなど、子どもも大きな影響を受けており、子どもの気持ちに寄り添った対応が必要となっています。

このように、子どもが自らの権利を学ぶ機会や意見を表明する機会を充実していくことの意義がますます高まっています。そのため、条例の趣旨にのっとり、保護者、学校関係者や地域で子どもの育ちを支援しようとする県民の皆さんと連携、協働しながら、子どもが主体的に活動でき、子どもの権利が尊重される地域社会の実現を目指して、引き続き全力で取り組んでまいります。

田中議員のおっしゃるとおり、子どもの権利が十分尊重される地域社会に

するには、長い持続的な取組と、それから節目節目でしっかり改めてみんなで認識していく取組の組合せが必要だと思っています。

今やっている事業は、どっちかという長い持続的なものが多いと思いますけれども、例えば去年、子どもを虐待から守る条例を改正させていただいたときは、子どもの権利条約が採択されて30年、日本が批准して25年という節目であったということ、それからまた、先ほど来ありますとおり、子ども条例の10年というときに、改めて子ども条例に書いてあるような理念とか取組の重要性を県民の皆さんに知っていただく取組という、節目での取組と持続的な取組と、その両方を組み合わせながらしっかり取り組んでいきたいと思っています。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁ありがとうございます。力強くお答えいただきました。

節目というポイントを迎えて、次、何をやっていくかということをお皆で考えていきたいと思っておるところです。

先ほど、子ども白書の御紹介を知事からいただきまして、少しパネルにしてまいりましたので、見ていただきたいと思います。

（パネルを示す）自己肯定感、これ、上のグラフ、下のグラフ、二つに分かれています。自分のことが好きですかという問いに対して、子ども自身が答えたのが上のグラフです。下がその保護者であります。左のほうからオレンジ、ピンクになっていますが、これが肯定している人の割合です。

ぱっと見て、保護者が、自分の子どもが自分のことを好きだと思っているということに対して肯定的に答えている率より、子どもたちのほうが若干厳しい状況が見て取れると思います。

（パネルを示す）次は、先ほどコロナ禍の中で子どもたちもいららしているという御紹介もいただきました。つらいときの行動と、つらい気持ちになったときにあなたはどうしますか。自分で何とかするというのが一番左端です、オレンジのところ。誰かに相談するがピンク、左から3番目が気にし

ない。そして、青いところが我慢するということなんですね。我慢する子どもたちが無視できない割合でいたり、自分で何とかするという子どもたちが一番多いというのが分かります。

(パネルを示す) 相談相手と、知事も一番大事に思っておられる自己肯定感との関係が、3枚目のスライドです。

相談相手がいるほうが自己肯定感が強い、自分を大切に思っている子どもたちの割合が高いという結果が出ています。相談相手がいるから自己肯定感が高まるのか、自己肯定感が高いから相談相手に相談しようと思うのか、この辺りはさらに分析なり、子どもたちとその周りとの関係を、県としてもしっかりと見る必要があると思っていますが、自己肯定感が非常に大切だと思いますし、相談窓口も必要なんじゃないかなと思っています。

(パネルを示す) そして、大人の理解です。保護者と子どもとのずれを表現したくて、これを引用しました。

自分が大切にされていると感じますかというのが、子どもの答えが上のグラフです。下のグラフがその保護者です。これも、子ども自身とその保護者とで差があるということが見て取れると思っています。

次、行きます。(パネルを示す) これは自己決定です。自分たちの権利をしっかりと主張して、子どもたちの言うとおりに、わがままを聞くということではありませんけれども、自分のことを決めるときに、大人はあなたの意見を聞いてくれますかということで、下のグラフの保護者の層は、青や緑のグラフは面積は少ないです。でも、子どもたちは、聞いてもらっていないと感じている子がいるということが分かります。

こういうことからすると、子どもたちの意見をしっかりと聞いたり、そこに知事の表現を借りますと、寄り添うとおっしゃいましたけれども、周りの保護者だけではなく、社会自体が子どもに寄り添うということ、アドボケイトの、今着々と進めてもらっていると聞いていますので、このことについては、我々としてもしっかりと見ていきたいと思っていますが、この辺りの事業について、所管の常任委員会に所属しておりますので、常任委員会ではと

思うんですが、せっかくの機会ですので、子ども・福祉部長からも、実施状況とか事業についての思うところを答弁いただきたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 子ども条例に基づく取組について、その中でも、特に取組が弱いのではないかと問われたところについて御答弁させていただきます。

子ども条例に基づく施策のうち、子どもの権利について学ぶ機会の提供としては、みえ出前トークなどによる啓発に加え、児童養護施設に入所する子どもに対して、自分が守られるべき存在であることを知ることができる、子どもの権利ノートの配布を行っています。

また、東海地区子ども条例ネットワークとの共催による、子どもに関わる大人の理解を深めるための講演会、各種啓発イベントにおけるリーフレットの配布などにより、広く子どもの権利についての周知を図っております。

次に、子どもが意見表明する機会の提供としては、先ほど御紹介もありましたが、平成30年度に、県内の小・中・高校生合わせて4600人に意識調査を実施し、みえの子ども白書2019として取りまとめ、県の施策に活用するとともに、平成21年度からは、約500名の児童・生徒に登録いただき、インターネットを使ったアンケートに答えていただくキッズモニター調査を毎年実施しています。

また、児童相談所でのアドボケイトの取組では、子どもの意見を代弁することで意見表明の機会を確保し、子どもの権利擁護を図っています。

さらに、ふだん伝えられない親や友人への感謝の気持ちを表現する、ありがとうの一行詩コンクールなども実施しております。

これら二つの取組について、事業の本数の多い少ないはありますが、県として位置づけを低下させたということはありません。

しかしながら、本日の田中議員の御指摘に加え、昨年度、常任委員会でも委員から、子ども条例、子どもの権利について議論していることが見受けられないという厳しい御指摘をいただいたことは、真摯に受け止めなければい

けないと思っております。

加えて、令和元年度のe-モニターのアンケート結果では、三重県子ども条例を知っている県民は約3割、また、令和元年度の県民意識調査では、子どもスマイルプランの総合目標である、地域社会の中で子どもが元気に育っていると感じる県民の割合は、約5割にとどまっているという課題もございます。

今後、これらの課題を解決し、子ども条例に基づく子どもの権利が尊重される地域社会づくりを目指すために、子どもに直接的に届ける取組、保護者や地域の大人も、子どもの権利について学ぶ機会をさらに創出していくとともに、その取組の意義や意味を県民の皆さんにしっかりと周知することも意識して取り組んでまいります。

また、これらを行政だけで進めるのではなく、例えば子どもの育ちや子育て家庭を応援いただく1500を超える企業、団体が参加するみえ次世代育成応援ネットワークなどとも連携し、県民の皆さんとの協働、協創により、さらに取組を進めてまいります。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁ありがとうございます。

所管の常任委員会でしっかりと、議論させていただきたいと思いますが、部長の御答弁をいただいた中で、直接的に働きかけるというフレーズがありました。やはりその辺りのところを、今後、なかなか難しい部分もあろうかと思うんです、県としてやる事業の中では。

そこは知恵を絞りながら、子どもたちに直接働きかけをして、圧をかけるという意味ではないんですけれども、子どもたちにふれあうことで、寄り添うことで、県として、子どもたちの思いがひしひしと伝わってくるような事業展開をしていただいて、そのことをみえの子ども白書、私も見させていただいていますけれども、そこら辺の分析結果を掛け合わせながら、10年目の節目を捉えて、次のステージへ持って行っていただきたいなと思っております。

それでは、次の項目に移ります。

次の項目は、ウィズコロナにおける心の豊かさと題しました。その中で二つに分けておりますが、ウィズコロナという言葉を使うべきかどうかちょっと考えてみたんですけども、今回の新型コロナウイルス感染症による様々な影響が出ているということは、もう先ほど来の議会でも取り上げられていますし、このことについて、アフターコロナという言い方もあります。

ただ、感染症を考えたときに、新型コロナウイルス感染症がこの地球上から全くなくなる、撲滅されるということは、今の段階ではほとんど不可能だと言わざるを得ない。

だとすれば、新規感染者が少なかったり、季節的に散発的に流行があったりとかしたとしても、やっぱりそれはウィズコロナなんだろうと思います。

ウィズコロナという表現を使いませうけれども、感染症との闘いの中で人の営みをどうしていくか、経済をどう発展させていくか、前へ進めていくかということを考えることが重要なんだと思っています。そんな中で、心の豊かさの部分に着目してみました。

まず1点目は、総合型地域スポーツクラブと題しましたけれども、中身としてはスポーツです。

スポーツに親しむというのは、私も体を動かすのは大好きでありますし、どちらかというと、太陽電池で動いているタイプなので、外で体を動かすのが好きなほうですけども。

スポーツの持つ力というのは、県からも、知事からも、様々なところで見える力、支える力、様々なものがあるということは、もう御承知のとおりだと思います。青少年の健全育成にも資するということでもありますし、私が着目しているのは地域コミュニティーの醸成であります。一定のルールに従って、子どもたち、そして年配の方も一緒になってスポーツをする機会というのがあるとと思うんですね。

または、競技をしないにしても、スポーツということで一つに集まって、いろんな談笑もする、そういう機会があると思っていまして、この辺りのと

ころは、今日、人間関係が希薄になっている日本においても、地域社会の一体感、連帯感を醸成する非常に大きな力をスポーツは持っているんだと思います。

経済発展への寄与ということもスポーツでは言われています。スポーツを振興することは、スポーツ産業の広がりはもとより、それに伴う雇用が新しく生まれたりとか、様々な経済効果が出てくると思いますし、心身、特に体の健康増進にも大きく貢献をして、医療費抑制にも効果が期待される場所でもあります。

先般、館議員が、スポーツイベントの再開に向けた課題を取り上げていただきました。私は、ある一定レベル以上の競技力を持つ人たちがやる大会とか、そういうところだけではなくて、一般の競技者、いわゆるアマチュアレベルで日頃楽しんでいるというスポーツに関して考えてみました。

結局、自粛という形でゼロを選択せざるを得ない、そういう期間が長く続くと、モチベーションが下がってしまうのではないかと心配しています。

私ごとではありますが、あるソフトボールのリーグに所属しておりまして、そこの監督会議が先般ありました。そんな中で、今季のリーグ戦をどうしていくかということについて皆で話をしたときに、うちのチームはちょっと県外出張の人が多く今季については参加を見合わせるわ、という意見とか、チームの中でも年配の、もう70歳を超えても選手で出ておられる方もみえるので、もう今年はやめておくわという人が多いもんでという話がありました。

結局、感染に気をつけながら、注意しながら、練習試合形式でこの7月からやっていこうかという話にはなったんですけども、あるチームの監督は、実はな、来年はこのリーグに参加できないかもしれない。今回のことで、毎日ではないですよ、毎週でもないんですけども、ソフトボールを楽しんでいた方たちが、少しモチベーションが下がってきて、これでチームを引退するわという話が出てきているということでもあります。

つまり、この期間でモチベーションが下がってしまっ、それこそある程

度新型コロナウイルス感染症がコントロールできるような状況になったとしても、以前のような状態には戻らないのではないかなという危機感がありました。

そんな中で、県としてみえ県民力ビジョン・第二次行動計画施策242のところでも、県民指標としては、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率ということで65%を目標に上げていただいています。令和元年度の実績値では50.5%ということで、目標に達していないということでもあります。

そこで、県として、スポーツに関してある程度関わりのある総合型地域スポーツクラブ、この辺りについて、現状、どういう状況にあるのか、また、それに対してどう対応していくのかについてお伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 総合型地域スポーツクラブの現状と課題、どう対応するのかという御質問に対して答弁申し上げたいと思います。

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までの様々な世代の方が、それぞれの目的や興味に合わせて活動できるスポーツクラブです。住民の皆さんが誰でも気軽に運動、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、全国で育成の取組が進められておりまして、県内では現在、27市町に64のクラブが設立され、地域の皆さんにより自主的に運営されています。

本県におきましても、平成25年度から5名のクラブアドバイザーを各クラブへ派遣し、それぞれの運営状況や課題に応じた助言、指導を行っています。

県では、このほか、総合型クラブの特色や魅力について、県ホームページ、SNSなど、広報媒体やリーフレットによる情報発信を行うなど、認知度向上のための支援を行っているところです。

しかしながら、今年度は、先ほど議員の御紹介にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、4月から5月にかけて、各クラブは大幅な活動自粛を余儀なくされました。

県内のクラブに聞き取りを行いましたところ、多くの会員の皆さんから、

長期にわたる外出自粛がございまして、早くスポーツをしたいと、いつ始まるのかといったような声が多く寄せられているとのことでした。

そして、このような声に対し、多くのクラブ運営者の方々は、早くメニューを充実させて、適切な感染症対策を講じた上で活動を再開したいという意向をお持ちでした。

また、各クラブの活動自粛に伴いまして、会員募集が停止となりまして会費収入が減少したり、あるいは事務所の維持に係る固定費の支払いがあるなど、多くのクラブの財政状況が圧迫されているということから、これらの改善も急務となっています。

現在、大半のクラブが活動を再開しておりまして、徐々にではあっても従前の状態に戻っていくこととは思われますが、県としては今後、クラブアドバイザーによる訪問を通じまして、活動再開後の状況をさらに丁寧に聞き取るとともに、活動の活発化に向けた優良事例の紹介や感染防止対策に関する助言、国や県の給付金などを活用できる支援制度について、情報提供などを行ってまいりたいと考えています。

また、9月、10月のスポーツ推進月間における啓発活動やスポーツイベントなどを通じまして、総合型クラブの情報発信に取り組むなど、各クラブの安定した運営に向けて、引き続きしっかりと支援してまいりたいと考えております。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

早くスポーツを再開したいというのは、やっぱり好きだからこそそこへ集って活動していた方たちだから、その声はもう当然のことだろうと思います。

総合型地域スポーツクラブは、県の関わりが深いということで、そのことについてお伺いする形になりましたけれども、県下では、有志で集まってやっていたりとか、スポーツ少年団という活動の中でやっていたりとか、様々な形で参加をしている県民が多くおみえになるということ、この辺りの

ところ、県としてもしっかりと御認識いただいた上で、一般レベルというか、私らみたいな素人レベルのスポーツの参加に関しても、しっかりと注力いただきたいと思っているところです。

第2波、第3波が言われています。飛沫感染ということを考えれば、もし来たときには、ゼロを選択せざるを得ないかもしれません。

ただ、その中でも、今回の新型コロナウイルス感染症に関する知見が蓄積していく中で、こういうトレーニングメニューであればトレーニングしてもいいよとか、今でもリモートでコーチングをしながらトレーニングをしているアスリートの方もおみえになるという形ですから、何らかの形で、スポーツに関わり続けられるような環境についても御検討いただきたいと思うところです。

それで、次の（2）文化・芸術活動についてに移ります。

文化や芸術というのは、先ほどのスポーツとともに、人々の心に豊かさ、そして暮らしに潤いをもたらすものであると思っています。

国として、文化庁としてですけれども、非常に難しくいろいろ言っていたいておるんですね。豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧でありますとか、他者と共感し合う心を通じて、意思疎通を密なものとし、密は禁じられていますが、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するとか、国としてもこの文化・芸術については重要視しているということでもあります。

県としても三重県文化振興指針、平成26年11月に策定されていますけれども、ここで、情報化の進展とかグローバル化による価値観の多様化が進む一方で、文化の画一化に対する懸念が指摘されています。

ただ、個人や地域におけるアイデンティティーの基盤となるということとか、人々の感性や創造力を高め、心の豊かさを育むエネルギー源、人に生きがいや心身両面の健康をもたらし、高齢化等、今日の社会的な課題への対応に寄与する、様々なことをこの文化や芸術に対して、県としても期待していますし、はじめに、のところで知事は、今後とも県民の皆さんの心に豊かさ

を育み、幸福実感を高めていくため、変わりゆくものと変わらないものをしっかりと見据えながら感性を研ぎ澄まし、心を込めて文化政策を推進していくと力強く述べておられます。

今回のコロナ禍において、これも活動が自粛されています。岐阜県でも合唱団の中でクラスターが発生したということで、合唱とか、声を出す活動が制限されています。

そこで、気になっているんですけど、県内の学校においても、音楽の授業というのは普通あるんですけども、歌うということは、ライブハウスも休業要請がかかっていたりとかしましたけれども、今県内の学校では、音楽の授業はどうなっているか、通告していないんですけど、教育長、現状をお答えいただいてもいいですか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校における音楽の授業ですけども、現在、例えば音楽の鑑賞であったり、音楽史を学んだり、高校でしたら、選択科目でもあるということもありますけれども、ギターの演奏をしたりということを中心にやっております、音楽室の中でみんなで歌を歌ったり、それから、リコーダーを演奏したりというところは控えていまして、年度後半に持っているという状況があります。

昨日、とある学校長らと話す機会があつて、その学校の子どもの通学の様子とか、修学旅行をどうするのかという話の中で、たまたま音楽の話になって、その学校でも、音楽鑑賞であったり、歌を歌うという、声を出すのは難しいので、心の中で歌うとかという形を言っていました。

それから、部活動も中ではできないので、外で相当距離を取って、あまり大きな声にならずにされているということで、それぞれ工夫していただいて、取組をされているという状況だと思います。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 心の中で歌う、たまには私も歌うことはありますけど、心の中で。でも、やっぱり声を出して、周りの仲間と、クラスの仲間と音を

共鳴し合うというか、それってやっぱり音楽とか合唱とか、歌うことの一つの魅力であったりとか、それによる効果というのは非常に大きいと思っていますし、以前も、音楽の先生とお話をしたときに、クラスの集団づくりとかリーダーの育成とか、集団の中での教育ということにも非常に合唱は使えるんだというお話を聞いたことがありまして、個を大切にしたらその一体感のある、個々が頑張らないと駄目ですから、個を大切にするとともに集団を強くしていく、一体感を持たせていくということに大切だということを知ることがあります。

こういう形で、文化や芸術の活動って、音楽、歌うということだけ一つ事例を挙げました。当然の質問ですみません。取り上げましたけれども、やっぱりこの文化・芸術活動というのは、これもゼロを求められているところでもあります。

そういう状況はどうなっているのかということが気になりまして、先般、三重県における文化芸術関係者の新型コロナウイルス影響に関する実態調査というもの、県内の文化芸術に関わる有志一同で実施されました。

(パネルを示す) これは調査の表紙なんですけれども、有効回答数は559件です。

(パネルを示す) 次が、感染防止のために中止や延期をしたものは、96%の方がはいと答えておられます。

(パネルを示す) その中で困っていることが、創作発表の機会が失われたという回答が多かったりとか、準備や稽古ができない、自身の研さんや後進の指導ができない、意欲が湧かない、生計の見通しが立たないとかで、意欲が湧かないというのは先ほどのスポーツの部分とも同様ですよね。

(パネルを示す) 4枚目が、必要としている支援。どういう支援が必要ですかということも有志の方々に聞かれています、やはり損失分の支援とか、活動の再開や新規展開事業に向けた支援が多くを占めておられるということです。それよりは少ないですけども、マスクとか消毒液のことだと思いますが、防疫に関する資材の支援のことを答えておられる方もみえるという形

です。

もうこれはパネルにしませんでしたけれども、損失額が、平均で個人として37万円ほどであります。最大300万円だそうです。事業所としては213万円が平均で、最大で2500万円という形です。

活動ゼロを選択せざるを得ないという状況の中で、例えば休業要請の協力金だとかをもらっている方もみえますけれども、やはりそれを知らなくてもらってなかったりとか、様々な情報がなかなか行き渡っていなかったのではないかなと思うところです。

それから、将来的にも憂慮すべき事項としては、生計の見通しが立たないということは、それらの文化や芸術活動を今後もできなくなってしまう、または、そのことに希望が持てなかったりとか、意欲が湧かないというところですけども、それから後進の指導ができない、これも重要なポイントだと思います。

文化や芸術活動というのは青少年の育成にも寄与しているということありますから、この辺りのところは非常に大きな問題として捉えるべきだと思います。

三重県の今の文化や芸術活動についてどういう状況なのかということについて、少しですけど触れますと、他の都道府県から三重モデルというふうに評価をいただいております。私も初めて聞きました。

どういうところかというと、県の関わりの深い三重県総合文化センター、ここが軸となって三重大学と連携していきながら新規の事業展開をしたり、または、三重県総合文化センター自体もホールを持っておられますけれども、民間の劇場との連携によって新たな試みをやっていたりとか、全国からも非常に注目されているという形です。『岐路に立つ指定管理者制度』という書籍があって、その中でも、三重県のこういう取組は紹介されています。

県民にお届けする事業の中では、東京から有名なアーティストを呼べばそれなりに集客は望めるという形ではあろうとは思いますが、三重県にゆかりのある方をお呼びして、県内の演奏家たちで楽団を編成して、そのと

きだけの演奏会、コンサートをやるとか、または、三重県出身の絵本作家さんによるイラストを用いて、スライドショーみたいな形で、絵本を見ているかのような、非常にすごいなと思ったのは、ゼロ歳から鑑賞可能という、そんなコンサートも実施しておられるということでもあります。

こういう活動している三重県内の文化芸術に関わる人たちが支援を必要としている状況です。この部分について、どれぐらいまずは県として把握しているのかということとか、今後、さらなる支援をしていくべきではないかなと思います。御所見を伺いたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 2点お尋ねいただきました。

まず、個人や団体に対する支援等の方向についてお答えいたします。

文化が果たす役割につきましては、議員から御説明いただいたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化・芸術活動の停滞が続く現在の状況は、人の心の豊かさを失いかねない危機と感じており、改めて文化の担う役割が大切であると認識しているところでございます。

感染が拡大しました4月以降、県では、文化・芸術活動に関わる県民の皆さんの声を聞くことが必要と考え、県立文化施設を利用する個人や団体などから、困り事の把握に努めてまいりましたが、文化・芸術活動は多分野にわたっておりますことから、ニーズを十分つかみ切れていない状況もございました。

こうした中、先ほど議員から御紹介もいただきましたが、文化・芸術に携わる有志の皆さんが実態調査を実施するなど、現場からの声を届けていただきましたことはありがたく、今後の多様な支援策を検討するに当たり、大変参考になるものと感謝しているところでございます。

県では、これまで、文化・芸術活動に関わる方々に必要な情報を届けるため、資金面をはじめ国や県等の様々な支援制度の情報を速やかに三重の文化のホームページやツイッターにおいて発信してまいりました。

今後は、活動の再開に向けた支援が重要であると考えております。先週末に成立いたしました国の第2次補正予算におきましては、これまでにない手厚い支援事業が含まれております。

フリーランスや団体を対象に、現在の活動を継続するための支援や活動の持続可能性を高めるための収益力強化事業などが実施されることから、この事業をしっかりと活用していただけますよう、分かりやすく丁寧な周知をしていきたいと考えております。

また、県総合文化センターで、公益財団法人三重県文化振興事業団と連携を密にしながら、施設を利用する皆さんが、新型コロナウイルス感染症対策として講ずべき取組を具体的にお示しすることで、利用者が活動しやすくなるよう支援を行いたいと考えております。

その上で、県内市町にもこうした取組を広げていけますよう、情報の共有や発信を行っていききたいと考えております。

続きまして、2点目の個人や団体が連携していける環境ということで、お答えいたします。

これまで、県総合文化センター周辺の県立文化施設は、中核的な拠点、文化交流ゾーンとして、文化に多く触れる機会を提供することで、文化・芸術活動を行う個人、団体が集まり、多様な交流も生まれる場所として、一定の役割を果たしてきたと考えております。

例えば毎年4月から6月に、県総合文化センターで一体的に行っておりますみえ県民文化祭総合フェスティバルやみえ県展などには、県内の多くの方々に作品の応募や出演、観覧などしていただくとともに、運営側にも参加していただいております。

このような取組等によるつながりを活用しまして、文化・芸術活動に関わる方々との関係づくりを進めてまいりましたが、先ほど議員からもお話がございましたが、県としましても、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の対応を通じまして、なかなか文化・芸術に関わる皆さんの意見を集約し切れなかったということがございましたので、今後、文化・芸術に関わる

皆さんの意見を酌みながら、新たな取組や支援につなげていくための環境を整備していく必要があると感じました。

今後は、これまで活用していた既存の事業のつながりだけでなく、幅広い分野にまたがる、文化・芸術活動に関わる方々のネットワークや連携の仕組みをどうやって築いていけるものなのか、皆さんと意見交換しながら、一緒に検討していきたいと考えているところでございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁ありがとうございます。

危機と感じておられるということについては私も同じで、ほっとしたっておかしいですけど、やっぱりそこも感じていただいているんだということが理解できました。

先ほども申し上げたとおり、様々な行政からの支援が、今回のコロナ禍においてこれまでされておりますけれども、なかなか活用し切れていない方たちもみえるので、国の第2次補正予算、この辺りについては、しっかりと周知していただきたいなというのを改めてお願いするところであります。

あと、私も今回のことで関係者の方から御意見を伺う機会があったんですけども、それぞれの方たちが一生懸命やっておられます。工夫を凝らしてやったりとか、非常にクオリティーを上げて活動しておられるんですけども、そこをつなぐネットワークがないんだということが明らかになってきたということについて、今後、環境整備を考えていきますという御答弁をいただいたので、そこはぜひお願いしたいと思います。

そこで、これは要望にとどめておきますが、アーツカウンシルというものがあります。アーツカウンシルについてもパネルを作って、議場の皆さんにも御理解いただく時間を取ればよかったかなとちょっと反省しておりますが、このアーツカウンシルってそもそも何やというと、高い専門性を持ったスタッフが、芸術文化の振興を目的に各種芸術の文化事業への助成を中心とした支援を行う独立機関と定義されているんですが、これはいろんな形態、中身があり、日本でも文化庁が進め出しています。

東京都や大阪、大阪は何か、大阪府と大阪市という形でやっておられるようですし、地方においても、高知県や新潟県などでも設立されている組織があります。静岡県では今年度に、静岡県版のアーツカウンシルが設立されるということを伺っております、ぜひ本県でも、アーツカウンシルの設立に向けて研究から始めていただきたいというのが私の思いです。

なかなか時間のかかることだと思います。文化・芸術といっても幅が広いし、多岐にわたりますから、関係者の御意見というのはしっかりと聞かないと駄目だと思いますし、三重県文化振興指針の中では、力強く文化に対する期待感というのを県としても述べていただいていますけれども、今の時代、それこそウィズコロナの中、経験も踏まえた上で、文化に対して何を期待するのか、県としてどう関わっていくのかというところを議論していくべきステージに入っているんじゃないかなって思います。

あくまでも文化や芸術の担い手というのは、アーティストであつたりとかその個人ではありますが、県が直接的にそこを担うということにはならないと思います。

だから、専門性の高い独立した機関が、県に対して文化行政への助言、アドバイスをいただくという、そういう仕組みにしていくことの必要性をここで訴えさせてもらいながら、要望しておきたいと思うところです。

それでは、最後に、3番のところ、人口集中地域における河川の安全・安心と題しました。

梅雨がやっけてまいりました。雨が強く降る日も、ここ数日でもあつたりとか、非常に嫌な季節だなど思うとともに、これからまた雨の多い時期であります。心配する季節になってまいりました。

そこで気になるのは、河川整備戦略というのがあつたりとか、河川整備指針とか、河川整備計画というのがあつて、河川の整備をハード対策中心でやっていきますよという河川があつたり、ソフト対策をしっかりとやっていきますよという河川があつたりしています。

当然のことながら、大きな河川についてはハード対策事業という形で、こ

の間も進めていただいています。中小河川においては、ソフト対策、避難していただきやすいような環境づくり、水位計だとか、あとは、ハードになるのかも分かりませんが、堆積した土砂を掘削する事業でありますとか、そういうところも計画的にやっていただいているとは思うんです。

ただ、近年、私の住まいする四日市市内においても、非常に水位が上がってきて、避難勧告が出るということが、頻発という表現を使ってもいいというぐらい多くなってきたと感じています。

昨年9月5日、記録的な大雨が県内でもありました。北勢中心にありましたけれども、そのときにも、鹿化川という川、小さい川です。鹿が化ける川と書いて鹿化川という天白川水系の川でありますけれども、氾濫のおそれがあるということで、四日市市は避難勧告を出していただきました。非常に重要なことだと思います。

ただ、この鹿化川の流れる地域は、最も人口が多い、世帯数も多い、人口密度も市内で一番高いという状況であります。県の平均は307人ですけれども、その地区の人口密度は5832人です。こういう地域は、水位がぐっと上がってきたときに逃げる人が多いということでもあります。

その地域だけ見てみると、もともとは農業地帯が多くて、農業用水路が東西に張り巡らされている地域でもありまして、ただ、昭和45年ぐらいから宅地開発が進んで、農地であったところがアスファルトやコンクリートになっています。ということは、遊水機能が低下しているということですよ。

そうなってくると、内水氾濫が非常に多いんです。床上・床下浸水でありますとか道路冠水というのは本当に毎年ぐらいある地域でありまして、避難勧告、避難指示が出る前に、もう既に部分的には、地形的に低くて逃げることができないような状況、こんなことにもなりかねないということでありまして、ソフト対策中心でやっていく中小河川であったとしても、人口集中地域であったりとか、そういう内水氾濫がどうなのかということもしっかりと見ていきながら、できる限りのハード対策は取っていくべき時代がやってきたんじゃないかなと思います。

このことについて、県としてどう考えるのかお伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 鹿化川の対策についてお答えさせていただきます。

この河川につきましては、昭和49年7月の豪雨によって堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生しました。この災害を踏まえ、中上流部で川幅を広げるなどの河川改修を行った結果、それ以降、大きな被害は生じていません。しかし、この河川の特性上、一旦河川の堤防が決壊すると、市街地への浸水により甚大な被害が発生することが想定されます。

近年では、昨年9月の豪雨をはじめとして、氾濫危険水位を超過する出水が度々発生しており、地域住民の皆様から、治水安全度の向上に対する要望を多くいただいております。

しかしながら、この河川の中下流部につきましては、国道、鉄道などの橋梁が多数あり、ボトルネックとなる箇所の解消にはこれらが相互に影響を及ぼすことから、抜本的な改修については困難な状況となっております。

このような状況におきましても、可能な対策を講じていくとの観点から、現在は、堆積した土砂の撤去や越水しても決壊しにくい堤防の強化などを実施しているところでございます。

そして、さらなる今後の取組といたしましては、全国での水災害の頻発化、激甚化を踏まえ、少しでも治水安全度を向上させるため、河道を掘り下げるなどの対策について関係機関と協議を行いながら、具体的な計画に関する検討を進めてまいりたいと考えております。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○**12番（田中智也）**（パネルを示す）いきなりパネルですけれども、この写真の上側が鹿化川で、もう一枚のパネルもすみません。（パネルを示す）これが鹿化川の、見てのとおり、住宅がすぐに迫っているところでありますから、先ほど部長が御答弁いただいたとおり、万が一の越水や決壊となれば甚大な被害が発生いたしますし、水防法が逃げ遅れゼロを目指して改正されて

いますが、内水氾濫も相まって、逃げ遅れが万が一あった場合には非常に危険な川となっていますので、先ほど河道を掘り下げていくということも含めて検討していただいているということでもありますので、そこはしっかりとお願いしたいとともに、やっていただくことは当然なんです、気候変動によって多雨化していますし、頻発していますので、スピード感も十分に考えていただきながら対策を講じていただきたい、このことを強くお願い申し上げます。

数秒残っていますので、少しだけコメントさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症によって様々な状況が生まれていますけれども、県外への移動自粛が求められています。ただ、これは三重県民だけを守るということではなく、全国的に感染拡大を防止するという観点でやられていますので、我々としてもしっかり認識しながらやっていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。44番 津田健児議員。

〔44番 津田健児議員登壇・拍手〕

○44番（津田健児） 皆さん、おはようございます。

自由民主党県議団の津田健児でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思
います。

今日は、質問に入るまでの時間が非常に長くて、津田さん、いつになつた
ら質問するのって言われるかもしれませんが、お許しを願いたいと思
います。議長、よろしく願います。

その理由になつたのは、新政みえの杉本熊野議員が原因なんですけれども、
51人の議員の中で、政治思想的には、山崎議員と北川議員ぐらいの距離があ
る方なんですけれども、最近はその彼女の言いなりになっておりまして、ノーと
言えませんでした。

何を言うてこられたかといいますと、9月にひきこもり支援の話をするの
で、その前座をしてくださいということでした。彼女とは、昨年、同じ委員
会で、中瀬古議員が委員長で、2人が引っ張っていったんですけれども、
ミートの会という会を立ち上げました。お肉のミートと、それから、県民の
期待だとか要望に応えるという意味にミートがありますので、ミートの会を
立ち上げて、県内、県外の視察へ行ったり、講師を呼んで勉強したりしまし
た。

この後、北川議員がひきこもり支援の質問もしますし、9月には中瀬古議
員もします。杉本議員もしますので、しっかりと答えていただきたいと思
っております。

話はまたちょっと違うんですけれども、前回の一般質問で小林貴虎議員と
谷川孝栄議員から、拉致被害者の横田めぐみさんのお父さんの死について話
がありました。知事も、自分の年齢と合わせて、自分の子どもだったらとい
う思いで答弁されておられたのかなと思いました。

ある日突然、子どもがさらわれて、誘拐されて、何十年間も会えなくて、
亡くなったわけなんです。しかも、この前、横田めぐみさんの弟さんの会見
がありましたけれども、本来、政治は、被害者側のそばにおるべき、味方
におるべき立場でありながら、当初は与野党こぞって、そんな本当かどうか分

からないようなことを言うよりも、日朝の友好を優先させるべきだと、政治が横田さんたちの活動の壁になって妨害していました。

人間というのは非常に不思議なもので、人の苦しみだとか寂しさだとか、そういうのを共感する優しい心を持ちながら、いざ都合が悪くなると、いざ火の粉が自分に飛んでくるようなことになると、無視をしたり、見て見ぬふりをしたりするのも人間なのかなと思いました。

知事はこれからどういう立場になるか分かりません。必ず困ったなどとか、都合が悪いなどということがこれからどんどん出てきますけれども、やっぱりそのときには、正直に、逃げずに、誠実に、困った、迷ったときには、県民の側に倒れてきてくれるような政治家であっていただきたいなと思います。

また、ひきこもり支援に戻りますけれども、ひきこもりというのは、愛した、大事な子どもを自分の手で命を奪わなければならないと、そういうふう思うように追い込んでしまう大きな課題です。

しかも、人に知られることなく、相談できず、相談しても相手にされずに、思い悩んでいる方が三重県にはたくさんいます。近くにそういう人がいなければなかなか想像できないのかもしれませんが、行政のサービス、医療のサービス、福祉のサービス、教育のサービスが受けられずに悩んでいる、困っている方が三重県にたくさんいて、今までは、三重県はその方々を見て見ぬふりをしておりました。

知事が鈴木知事になられて、ようやくそういう方々がいるというところに目を向けていただいて、本当に少しずつではあるけれども、スタートして動いているところでございます。

我々ミートの会は、ゴールを誰一人も取り残さないひきこもり支援以外は考えておりませんので、もし、執行部のほうで、誰一人も取り残さないひきこもり支援が用意できなければ、我々は政治でルールを決めていく覚悟で、相談したわけではないんですけれども、その意気込みで、北川議員、中瀬古議員、杉本議員がこれから質問されます。

大橋部長は、何回もこんなような議論をしていますので分かっておられる

と思いますけれども、その覚悟があるということを引き止めて答弁していただきたいと思います。そんな感じでよかったですか。

これからもまた話が長いんです、申し訳ないんですけども。

4月にアメリカへ、多文化共生の調査に行きたいと思っておりました。1年前ぐらいから考えていたんですけども、夜はどこどこに行きたいとか、あそこを歩きたいとか、レストランに行きたいとか、週末はラスベガスに行きたいなと思ったりもしていたんですけども、行けなかったんですが。

向こうの友人と話をしていたときに、私が大変お世話になった先生が亡くなっていて、ライドアウトというんですけども、その方は、出来が悪い生徒だったからかわいかったのかどうか知りませんが、本当にお世話になりました、しかも、私の教育に対する考え方、姿勢にすごく影響を与えた恩師でもございました。

その方、ライドアウトが、ある日、私に、「おしん」、見たことあるかと、知っているのかというんですね、NHKの「おしん」なんですけれども。私、知っていますよという、アメリカでも放映されたんですけどもアメリカではヒットしなくて、日本ではすごいヒットしただろうと、健児、なぜか分かるかというんですね。分からないと。そうすると、ライドアウトが、「おしん」の時代は学校に行きたくても行けない時代がありました、おしんが赤ちゃんをおぶって、同級生は授業を受けていますので、その様子を窓際から、おしんが見ているシーンがあるんですけども、ライドアウトが、日本人はあのシーンを見て泣くだろうと、感動するだろうと。アメリカ人はあのシーンを見ても感動しないというんですね。なぜかといったら、やっぱりアメリカは、教育が誰もが行ける教会から始まっているから、日本が教育に持っている価値だとか、思いとはちょっとアメリカ人は違うんだということを言っていました。

多くの日本人が移民としてアメリカに移って大成功を収めましたけれども、やっぱり言葉の壁を乗り越えて、アメリカ、異国の地で大成功を収めたのは、それはやっぱりしっかりとした教育を受ける、日本独特の教育文化があった

からこそだと私は思っております。

そこでちょっとパネルを出していただきたいと思うんですが、（パネルを示す）これは、結構アメリカで話題になっております動画です。動画は駄目なので静止画にしたんですけども、黒人が白人警官に殺されて、そのデモが米国各地で今も起こっています。

これは非常に有名な動画で、見ておられない方はぜひ見ていただきたいなと思っています。私、すごく感動しましたけれども、45歳の黒人男性が、差別には力で対抗すべきだということを主張しています。右側の31歳黒人は、自分もかつては、毎晩毎晩毎晩デモに参加したんだと、でも何も変わらなかったということを書いて反対しているんです。

もう一つの写真を見ていただきたいと思うんですが、（パネルを示す）この31歳の黒人は、16歳の黒人青年を連れてきて、こういうことを言うんですね。君たち若い子らは、全て等しく同じパワーを、力を持っているんだと、その力を、暴力に頼らない違う方法で解決してほしいと、この世の中を変えてほしいということ、涙を流しながら訴えておりました。

この後、あるメディアが、31歳の黒人にインタビューして、暴力に頼らない方法は何かかって聞いたら、教育だということをおっしゃっておられました。

なぜこんなことがアメリカで、世界で繰り返されるのか。人種にしても、宗教論争にしてもそうですけれども、根底には経済格差、所得格差があります。しかも、頑張っても頑張っても豊かになれない。頑張っても頑張っても、自分も子どもも孫も、この負の連鎖がなかなか壊れることなく続いていく。

知事が、夢を追いかけようということをよく言われる。夢を追いかけられる教育にしようということを知事はよく言っておられますけれども、やっぱり夢を追いかける教育が提供できないと、こういうことが何度も何度も繰り返されていくのではないかなと思っています。

この質問をするからということではないんですけども、何人かの教育委員の方とか、メディアの方々もそうなんですけれども、いつもこんなことを

言うんですが、外国人の子どもは学校に行く権利はあるけれども、義務はないと言うんですね。

先ほど田中智也議員が子どもの権利条約の話をされました。日本は、子どもの権利条約だとか、国際人権規約に加盟していて、憲法第98条で、条約は遵守しなければならないということがうたわれているので、我々は義務があるんだけれども、メディアや教育委員会の方々は全員、義務はないと、権利はあるけど義務がないということを言います。

それは、憲法第26条に、全ての子どもは学校に行く権利がある。でも、それから、我々は行かず義務はあるけれども、全ての国民は日本国民なので、外国人には適用しない、そこから言われていることだと思いますけれども、そういう権利はあるけれども義務がないという認識が、昨年、不就学2万人以上というメディア報道がありました。連絡が取れないだとか、どこに行ったか分からない人も含めてですけども、そういう甘い認識があるからこそ不就学の間がある、あるいは、いい教育が、外国人が受けられないという結果に私はつながっていくんだと思っています。

そこで、知事にお伺いしたいと思うんですが、憲法だとか、法律論はどうでもいいということではないんですけども、知事に、外国人が教育を受けることについて、政治信条というか、信念みたいなものを聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 外国人の子どもたちへの教育についての考え方でありますが、政治的な理念の前に、少し取組や事例も紹介させていただきながら、最後に述べたいと思います。

県内の外国人住民は、令和元年12月31日現在、5万5208人で、平成元年度に比べ約5.3倍となり、出身国籍も110か国となっています。

三重県では、国籍や文化的背景が多様な人々が地域社会を構成し、互いに認め合い、尊重され、安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことを目指し、県を挙げて取り組んできたところであります。

平成28年11月に発表しました伊勢志摩サミット三重県民宣言では、自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、様々な国の様々な立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にしますという決意をいたしました。

また、平成29年12月に、全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って生きられるダイバーシティ社会の実現に向けて取り組んでいます。

本年4月からスタートしましたみえ県民力ビジョン・第三次行動計画では、SDGsの視点を取り入れ、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会を目指すべき社会像として掲げており、また、これに併せて改訂した三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）では、多文化共生の基本的な考え方と施策を体系的に示しています。

多様な人々が互いの文化の違いを認め合いながら、対等な関係の下で地域社会を一緒に築いていく、そうした取組を通じて地域社会の課題解決が進み、全県民の幸福感が高まっていく、そのような生き生きとした多様で包容力ある持続可能な社会づくりを、オール三重でより一層力強く進めていきたいと考えています。

このような社会を実現していくため、日本語指導が必要な外国人の児童・生徒の在籍率が1.44%と全国で最も高い本県において、教育の果たす役割はとても重要です。

外国人の子どもたちが、日本語力や学力など、地域社会で生きていくための基礎となる力や自己実現を果たす上で必要な力を確実に身につけ、社会の一員として自立できるようにするとともに、子どもたちが国籍にかかわらず互いに尊重し合い、協力していく姿勢を身につけるようにすることが大切です。

今年度からスタートした本県の教育の基本的方針である三重県教育施策大綱、大綱を踏まえ、学校教育の具体的取組を示した三重県教育ビジョンにお

いても、SDGsやダイバーシティ社会の実現を基本認識とし、県民力を結集して社会総がかりで教育を推進することを目指しているところです。

具体の事例として、津田議員はよく御存じだと思うんですけども、外国人の生徒が3割を占める四日市立西笹川中学校では、多文化共生サークルとして、日本人を含む様々な国籍の生徒が、地域の防災活動や夏祭り等の行事に主体的に関わって多文化共生のまちづくりに貢献しており、その活動が全国的にも高く評価され、本年2月、国際交流基金地球市民賞を受賞しました。

多様な文化的背景の子どもたちが地域社会の一員として参画している姿は、まさに、三重県が目指している持続可能な多文化共生社会、ダイバーシティ社会そのものであり、子どもたちの活動に未来社会の輝きを感じ、深く感動しました。

誰一人取り残すことなく、全ての外国人の子どもたちが質の高い豊かな教育を受けられるよう、学校における受入体制の整備や日本語学習機会の提供、相談体制の整備、保護者への支援など、学びの支援に全力で取り組んでいきます。

私は、外国人の方々、子どもたちの教育のこともそうですけれども、それぞれの国の伝統とかアイデンティティー、そういうのを大切にしていこうというのが基本的政治思想としてあります。

そして、それは他人に否定されるものでなく、自分と違うアイデンティティーを持っている人から否定されるということがあってはならないと思っています。

それはつまり、アイデンティティーは、同じ物差しで測ることができないからであります。したがって、そのアイデンティティーについて、それぞれがしっかりと認め合っていく環境を整えていくことが、自分たちのアイデンティティーを大事にすることでもあると思っていますので、三重県の子どもたちが、日本人なら日本人としてのアイデンティティー、その地域で暮らしている人間としてのアイデンティティー、その一方で、それぞれの自分と違う文化的背景とかを持っている子どもたちのアイデンティティーも大切にしな

がら、それぞれ認め合っていくということが大事で、そういうような地域社会をつくっていけるように、子どもたちの教育をしていくことが大事だと思います。

そして、そのアイデンティティーはそれぞれ違うので、その人たちに即した、それこそ誰一人取り残さないような教育内容、教育環境でなければならぬと思っておりますので、行政としては、そういうところの整備をしっかりとやっていくことが大事だと思っています。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 私は、一般質問に立つ前に、三谷議員だけではなくて、知事の政策集をよく見ます。教育以外あまり見ないんですけども、教育も単純な言葉なんですけれども、その文言を何回も何回も繰り返して読みます。

知事は、自分の経験も踏まえてなんでしようけれども、どんな家庭に生まれようと、どんな地域に生まれようと、その学力としっかりとした教育を施していくんだという文言がしっかりとあります。

先ほどお話しできまして、私の質問、結構長いもので、長いと前半の部分を忘れてしまうところもありますから、がちっとくるところではなかったんですけども、その国のアイデンティティーだとか多様性も認め合った社会をつくるためには、しっかりとした教育を施さないといけないということもおっしゃっておられましたので、そういった義務、権利だということはいわれなかったけれども、教育委員会、県全体として、これからも外国人の子どもに対してしっかりと教育提供ができるようお願いをしていただきたいなと思います。

次に入ります。

私は、多文化共生の実現について、日本語指導は大変重要だと思っておりますが、それ以上に取り組むべき課題は、その国の教育や学校に対する考え方、教育文化みたいなものの中にあると思っております。

先ほど「おしん」の話をしましたけど、日本人は、学校の授業の様子を赤ちゃんをおぶって眺めているおしんの姿に涙する国民です。学校、教育にす

ごく価値を置く国民だったから、言語の障害を乗り越えて、アメリカに渡った日本人は異国の地で大きな成功を収めました。

先ほど3世代の黒人の写真を見ていただきましたが、英語を流暢に話しても豊かになれません。負の連鎖は、日本語教育だけでは断ち切れない現実があります。

先般、外国人比率が8割、恐らく県内で外国人比率が最も高い笹川の幼稚園の園長とお話させていただきました。

幼児教育は初等教育につながる大切な教育です。中南米には日本のような幼児教育はありませんので、幼稚園に子どもを通わせなければならないという意識が低く、幼稚園・保育園に子どもを通わせない、幼稚園・保育園に子どもを登録するが、子どもを園に通わせない多くの外国人家庭があります。

発達障がいを持つお子さんの親になりますと、療育手帳や受給者証などの手続のストレスで適切な幼児教育を受けられない子どもがいます。ですので、園長先生は、ほぼ毎日、仕事が終わると、家庭訪問をされていたそうでございます。

ある小学校でよく耳にしたことは、基本的な生活習慣が整っていないので、遅刻をしたり、何回も宿題を提出するよう指導するが、守れない外国人の子どもたちが多くいます。

そこでお聞きしますが、特に保護者に対して、子どもの学習や進学に対する理解をどのように深めていくのか。日本の教育文化みたいなものをどのようにして保護者に伝えていくのか。特に幼児教育、初等教育の段階において、外国人の家庭支援をどのように行っているのか教えていただきたいと思えます。

それともう一つ、これは私の提案なんですけど、国は、10年かけて日本語指導教員を18人の生徒に1名教員を配置する基準をつくりました。

私は、その制度を活用して、小学校を拠点に、就学前の子ども家庭も含めて、家庭訪問など積極的に行うことができる外国人児童の担当教員を配置していくべきだと思いますが、どうですか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 2点御質問いただきましたので、順次答弁させていただきます。

まず、外国人児童・生徒が就学し、学びを継続するための保護者への支援についてです。

外国人の子どもが確実に教育を受けられるようにするためには、保護者に日本の教育制度や進学、就職の仕組み、学校でどのような教育が行われているかなどとともに、学校教育の重要性、必要性を理解いただくことが大切です。

このため、県教育委員会では、市町や学校からの要請に応じ、外国人児童生徒巡回相談員を学校へ派遣し、児童・生徒の日本語教育だけでなく、進路や学校生活といった保護者の相談に対応しているところです。

また、昨年度は、NPO法人と連携し、外国人生徒及び保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深められるよう、進学、就職に係るセミナーや企業見学会などに取り組みました。

さらに、市町における外国人の子どもの就学促進の取組に対し、国の事業を活用して財政的支援を行っております。

各市町においては、これらの支援を活用して実施する初期日本語教室などで、就学前の外国人の子どもの保護者を対象に日本の教育制度についての説明を行うほか、保護者からの就学に関する相談に対する就学促進相談員や日本語指導を行う就学前指導員を幼稚園などに配置するなど、就学促進に向けた支援を行っています。

これらのほか、就学状況の確認や保護者の理解促進のため、外国人の子どものいる世帯に対し、市の担当者が通訳を伴い、定期的に家庭訪問を行ったりしています。

また、小学校の教員は、家庭訪問や懇談を通じて保護者と連絡を取り、その際に、外国人児童生徒巡回相談員や市町の母語スタッフなどと連携して、連絡事項や配布プリントを母語に翻訳して説明するなどの支援を行っています。

このような機会を通じて、教育相談や学校生活以外の相談へのきめ細かな対応を行いつつ、学校教育に対する保護者の理解を深めています。

県教育委員会といたしましては、今後、外国人児童・生徒の就学をより促進するため、定期的に就学状況を把握するとともに、各市町の効果的な取組を広く共有し、地域に応じた支援の充実を図るため、市町教育委員会や小・中学校の担当者を対象に研修会を開催し、より効果的な意見交換、情報交換を行っていきます。

また、保護者の具体的な相談については、巡回相談員のほか、今年度から新たに通訳・翻訳を担う巡回支援員を任用し、より円滑な支援を行います。

さらに、様々な情報が届いていないことから生じる誤解や戸惑いを解消するため、プレスクールの取組を支援する三重県プレスクールマニュアルの普及啓発を行ったり、日本の学校制度や就学手続、学校での生活などを分かりやすく解説した多言語版の保護者向けリーフレットを今後作成し、提供するなど、さらなる外国人児童・生徒の増加も見据え、市町教育委員会と連携して保護者への支援の充実を図ってまいります。

次に、外国人児童・生徒が多く在籍する小学校を拠点に担当教員を配置しての保護者への支援に関して御答弁申し上げます。

学校では、外国人児童・生徒一人ひとりの実態に応じて、日本語指導や取り出し授業などを行いますが、そのために必要な教員は、国の加配教員を活用しつつ、県独自の配置もしています。

平成29年4月からの教職員定数を定める法律の改正により、外国人児童・生徒の人数に応じ教員が配置されることとなり、令和8年度に、児童・生徒18人に教員1人の配置となるよう、それまでの10年間に段階的に増員されています。

これらの教員は、外国人児童・生徒の総数が多い小・中学校に配置することに加え、来日して間もなく日本語の初期指導が必要な児童・生徒が多い学校や、人数が急増した学校などに重点的に配置しています。

これらの学校では、外国人児童・生徒担当教員や担任が、日本語指導や取

り出し授業、学級での指導など、きめ細かな支援を行うとともに、保護者に対しても入学前の手続や準備物などの説明を個別に行うほか、就学後も、学校生活や学習の様子をプリントなどでお知らせしたり、家庭訪問や個別相談を行っています。

今後、令和8年度に向けて、段階的な増員が予定されている外国人児童・生徒の指導に係る配置教員を活用して、個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導ができる体制づくり、学校内でのコーディネーターの育成など、取組を充実させていきたいと考えています。

保護者への支援につきましては、外国人児童・生徒が多国籍化、広域化していることも踏まえ、就学に向けてのガイダンスの開催や入学時の相談など、就学を促進するための支援、就学後における家庭訪問や個別相談など、巡回相談員や市町教育委員会の取組とも連携して、安心して学校で学ぶことができるよう取り組んでまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。事前に大体こういう答弁が返ってくるだろうなというところの範疇だったと思います。

教育委員会としても、しっかりとやっていただいていると思うんですが、巡回相談員14名で年間数千件回ったとか、支援員をつけただとか、プレスクールをやったとか、就学前のセミナーをさせていただき、担任の先生中心に課題がある家庭へ行っているだとか、いろんなお話をいただきましたけれども。

先ほどの笹川の幼稚園の先生は、100人もいない園なんですけれども、毎日仕事が終わると家庭訪問に行くんですね。県議会議員で教員出身の方、結構みえますけれども、課題のある家庭というのは、学校に来てもらって数時間話をするだとか、年に数回、家庭訪問してどうなるというものではなくて、やっぱり夢を追いかける教育を提供しないといけないので、名称は別として、家庭訪問だとかアウトリーチに積極的に行けるような、外国人担当教員が必要なかなと思っています。

巡回相談員を教育委員会が派遣するというような形を取りますが、私は

もっと現場に置いたほうがいいのではないかなど。例えば、SCを活用したほうがいいのではないかなど私は思っています。

そこで、時間が足りるかどうかわからないんですけども、お聞きしたいと思うんですが、チーム学校として、学校に期待するニーズというのが非常に変わってきたと思います。

教員が受けるニーズ、教員以外の学校スタッフが受けるニーズだとか、あるいは地域に委託できる、本来学校がやっていたニーズだとか、その凸凹を解消できるように議論をスタートしたほうがいいのではないかなど思っています。

前々から、廣田副知事、うんうんってうなずいておられますけれども、三重県の教員は、給与がむちゃくちゃ高いし、人数も多い。県単の教員が多い。

それとか、この前、どうなったかわかりませんが、市町には交付税措置で事務員を配置しているんですが、それを活用せずに、市町は、我々県に対して事務員の加配を求めているだとか。

あるいは、前々から思っているんだけど、高校の先生の週の平均授業時間は十五、六時間で、小学校は二十数時間なんです。高校の先生は給与も高いし、小学校の先生、低いと。何を根拠でそういうことがあるのか。だから、高校の先生は授業も少なく、給与も高いと。

そういうことを考えると、これからやっぱり教育は人なので、人をどう使っていくのかだとか、どういうメンバーを集めて学校全体として教育サービスを行っていくのかということ是非常に大事になってくると思うんですけども、非常に難しい大きな課題なんです。教育長はどう思われますでしょうか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校における教員以外の専門スタッフの配置等とか、いろんな御指摘をいただいたわけですが、少し前から、学校においてどういった教育活動、あるいはそれ以外も含めて、きちっとした対応をする必要があるかということで、例えば御指摘がありましたけれども、スクール

カウンセラーとかスクールソーシャルワーカーでありますとか、あるいは、今感染症対策でスクールサポートスタッフであったり、学習支援員であったり、そういった従来の少し前の学校でしたら、教員をほぼ中心として学校運営を担ってきたわけですが、現在、なかなかそういった状況じゃなくて、いろんな専門的部分であったり、そういった教員以外の力、能力、あるいは専門的な知識がうまくミックスして、学校全体として、子どもたちへの教育、地域のニーズに応えられるという観点で少し前から検討しております、今年度もそういった観点を、よりうまくいくような形でいろんな体制を整えているところですし、引き続き、例えばコミュニティスクールといった地域のいろんな御支援もいただきながら、こういった形がよりいいか、引き続き検討を重ねていきたいと思っております。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 非常に大きなテーマですし、また、あんまりいじくと、現場の先生も怒ってきたりもすると思うんですけれども、最終的には、子どもたちのための教育をどう施していくのかと、そのための人事をどうやってしていくのかと。

だから、教員に限らず、教員の免許を持っていないスタッフをどう充実させていくのかと。テーマが大きいんですけれども、議論をぜひともいいスタートを切っていただきたいなと思っております。

では、次の質問に行きます。

外国人生徒の特別枠入学者選抜についてでございます。

日本人の子どもの高校進学率がほぼ100%と言われる中、三重県の外国人生徒は87.5%、また、進学の中身を見ますと、外国人を含めた高校進路先は、全日制が約9割、日本語指導の必要な外国人は全日制72%、全体の定時制の割合は4.3%、外国人は26%、極端に高いです。

この結果平等を少しでも埋めるために特別枠制度を活用し、県はさらに高校数を増やして充実してまいりました。

しかしながら、今年受験状況を見ますと、特別枠を設けている18の

高校のうち、受験者があった高校は7校、その7校のうち、定員以上の受験者がいた高校は3校、受験者が一人もいなかった高校は11校です。

そこでお伺いします。

この状況を見て、県としてさらにこの制度を充実していくのか、なくすのか、条件を変更して推進していくのか、今後の方針を教えてくださいたいと思います。

また、この特別枠の質問をさせていただく前に、検証をどのようにしているのかということをお教育委員会に聞きましたところ、検証はしていないということでしたが、きちっと反省していただいて、この特別枠制度が、果たして外国人の子どもたちにとって効果があったのかなかったのか、特別枠の卒業生はどうなったのかということをきちっと検証していただきたいと思いますが、どうですか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 外国人生徒の特別枠入学者選抜に関して御答弁申し上げます。

本県においては、海外での生活が長い帰国生徒や在日6年以内の外国人生徒が、日本語能力が十分でない場合であっても高校で学ぶことができるよう、高等学校入学者選抜において、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を実施しています。

この制度は、海外勤務が増加してきたことに伴い、帰国者の子どもに高校での学習機会を保障することを目的として、昭和60年度実施の選抜から開始し、比較的学びやすい英語関連学科で実施してきました。

その後、県内に居住する外国人の方々が増加したことに対応し、平成4年度実施の選抜から外国人生徒も対象に加え、平成14年度実施の選抜以降、生徒が自ら選択して受講する授業が多い総合学科や単位制高等学校に拡大しました。

現在は、18校24学科・コースにおいて、特別枠入学者選抜の対象とし、募集人数は、原則として前期、後期合わせて各高校5名以内、飯野高校は10名

以内としております。

この特別入学者選抜により入学した生徒は、過去5年間で毎年30名程度で推移しており、中学校からは、全日制を目指す外国人の子どもが受験しやすくなったなどの声もあり、特別入学者選抜が全日制への入学者の増加の要因の一つになっているものと考えています。

一方で、日本語指導が必要な外国人生徒の在籍状況や卒業後の進路状況については調査はしてはしましたが、特別枠入学者選抜による入学者だけを追跡した調査は行っていない状況です。

高等学校は入学すること自体が目的ではなく、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立する力を身につけることが重要であり、外国人生徒については、入学者選抜における配慮とともに、入学後の指導が大切であると考えています。

出入国管理法の改正で新たに創設された在留資格により、日本で生活する外国人の増加が見込まれています。国籍の多様化や居住地域の広域化が考えられますことから、特別枠入学者選抜について、各高校の卒業者数及び卒業後の進路状況の調査、学校生活に関わる生徒アンケートなどによる検証を行うとともに、中学校からも改めて制度について意見を聞き取り、例えば帰国生徒と外国人生徒を引き続き同じ制度で実施するのか、実施対象校と特別枠の人数をどうするのかなどについて、令和3年度に実施する入学者選抜への反映に向けて検討してまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。

ぜひとも、アンケートを取りながらその効果を見極めていただいて、充実していくのか、条件を変えていくのかやっていたきたいなと思います。

教育長の答弁の中にも、知事であれば、夢を追いかけられる教育、教育長であれば、自己実現を果たせるような教育ですけれども、入学だけがそのゴールではないですし、大学に行くのが全てではないんですけれども、やっぱり外国人の子どもたちが夢を実現できる、自分の夢がかなえられるような、

そういう進路が取られるような制度であっていただきたいと思いますので、しっかりとした検証のほど、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、特別支援学校に通う医療的ケア児等の通学保障についてであります。

三重県特別支援教育推進基本計画の今後の取組の中で、このような記載があります。保護者への付添依頼については、負担が軽減できるよう真に必要と考えられる場合に努めるべきであり、やむを得ず協力を求める場合には代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しを丁寧に説明することが必要という国の方針に基づき、保護者と十分な情報共有を図りながら個別に検討するとあります。

令和2年、特別支援学校に籍を置く医療的ケア児の子どもは88名、通学生が72人、訪問教育生は16名です。週に数回、数時間、学校から教えに行くという制度でありますけれども、そこで、資料を見ていただきたいと思います。

(パネルを示す) これは、医療的ケアが必要な児童・生徒、訪問教育生でありますけれども、数的には変わっていない、減っていないということです。

それからもう一つ、(パネルを示す) これは、医療的ケア児ではございませんが、医療行為を必要とする訪問教育生を含めた表です。令和2年は27名になっていました。これもそんなに減っているとは思いません。

減らない理由の大きな一つは、重度心身障がいを持つ子どもで、どうしても通学できない子どもが大多数を占めるからですが、通学に変更できない理由の一つに、学校において保護者に付添いを求められることが挙げられます。

この数字に出てきていない現場の努力は大変大きなものがあると思っておりますが、この数字を見るからには改善されているとは思いません。保護者が付き添えるかに左右されず、全ての子どもの学ぶ機会を確保すべきだと考えますが、そのための課題や取組、目標などについてお聞かせ願いたいと思います。

それともう一つ、医療的ケアの体制において、看護師の役割は大変大きいものがあります。ただ、学校に勤務する看護師は、医師のいない中での医療行為の判断が求められる場合があり、不安やストレスを感じる看護師は少な

くありません。そのため、看護師の確保と定着に苦勞する学校は多いと思います。この基本計画の中でも、看護師確保の課題が指摘されています。

そこで、医療的ケア実施体制構築事業に関する文部科学省、厚生労働省局長通知にも計画的な看護師配置が求められていますが、県は、どのようにして看護師の配置を安定的に、また計画的に行っていくのかお聞かせ願いたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 特別支援学校での医療的ケアにつきまして2点御質問いただきましたので、順次御答弁させていただきます。

まず、訪問教育を受けている児童・生徒が通学できるようになる取組などについてでございます。

特別支援学校には、障がいの程度が非常に重度であったり、免疫力や抵抗力が低く、感染症のリスクが高かったりするなど、登校することが困難な児童・生徒が在籍しています。

こうした児童・生徒には、教員が病院や家庭に赴いて授業をする訪問教育を行っています。訪問教育を受けている児童・生徒の状況は一人ひとり異なることから、保護者や主治医と相談しながら、常に児童・生徒の体調に配慮し、障がいの特性や発達段階に応じて工夫して授業を行っています。

今年度は、先ほども御紹介もありましたけれども、特別支援学校5校で27人の児童・生徒を対象に訪問教育を行っており、そのうち5人が病院で、22人が家庭でそれぞれ訪問教育を受けております。

この22人のうち、医療的ケアが必要な児童・生徒は16人ですが、そのうち15人が、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した重症心身障がいがあり、日常的に高度な医療的ケアを必要としております。

こうしたことから、児童・生徒の体調、家庭の状況を考慮して、平均すると1週間に二、三回程度、1回当たり2時間程度の授業を家庭で行っていません。

訪問教育対象の児童・生徒が登校することにつきましては、外出すること

自体が体調を崩したり、感染症のリスクを高めたりすることにつながる危険があること、人工呼吸器や特別な投薬を必要とする児童・生徒には、体調の変化に合わせ、安全かつ急な状況変化にも対応することは、特別支援学校に配置している看護師では困難な場合もあることなどの課題があります。

このため、本人の体調を十分考慮した上で、週一、二回あるいは月1回、状況によっては学校行事だけでも、個々の状況に応じて外出が可能な範囲で学校に登校いただくスクーリングを実施し、通学生とともに学ぶ機会を設けています。スクーリングを重ねる中で、保護者や主治医とも通学の可能性について協議します。

また、スクーリングが難しい場合には、同年代の集団の中で学習を経験し、社会性を学ぶ機会として、本年5月から週2回程度、オンラインで家庭と学校をつなぎ、保護者の協力の下、学校の様子を伝える取組を始めたところです。

特別支援学校に配置している看護師が高度な医療ケアを実施する際には、学校に指示を仰ぐ医師が不在でも安全・安心に医療的ケアを実施できるよう、県教育委員会では、平成31年3月に、特別支援学校における医療的ケアガイドラインを作成いたしました。

また、指導医や指導看護師を学校に派遣し、助言を受けるとともに、看護師の情報交換会や人工呼吸器の操作をはじめ、医療的ケアに関する専門性の向上を図るための研修会を実施しています。

今後とも、訪問教育を受けている児童・生徒や保護者の思いに寄り添い、主治医などと相談し、健康状態を十分に考慮の上、児童・生徒一人ひとりに応じた学習の機会が提供できるよう取り組んでまいります。

次に、特別支援学校の看護師の安定的、計画的な配置についてです。

特別支援学校における医療的ケアは、児童・生徒によって様々な内容があり、特定行為と言われるたんの吸引と経管栄養については、特定行為業務従事者の認定を受けた教員が、校内に看護師がいる状況で実施することができます。

これら特定の医療的ケア以外の導尿やインスリン注射、さらには人工呼吸器の管理などについては、保護者から主治医の指示書を添付した申請を受け、校内委員会での協議を経て、校長が実施可能と認めた上で、看護師資格を有する職員が実施しています。

本県では、平成11年度から国のモデル事業を活用し、特別支援学校に非常勤の職員として、医療的ケアを行う看護師の配置を始めました。

平成19年度からは、全国でも先駆的に常勤の講師として採用し、教員の臨時免許状を授与することにより、医療的ケアに加え、児童・生徒の健康状態の維持、改善を図るための自立活動の指導など、教員としての業務を担えるようにしており、本年度は特別支援学校9校に計16人配置しております。

常勤講師は1年ごとに任期を更新する職ですが、学校ごとの医療的ケアが必要な児童・生徒数を早い段階で把握し、ナースセンター等で学校での勤務に関心がある看護師の情報を得て、必要な講師を配置しております。

また、学校で継続した指導が行えるよう、6年間同一校で勤務できることとし、その後も他校で勤務いただいております。

全国では、本県と同様、看護師資格を有する職員を常勤講師として配置しているところが12県、教員の特別免許状を授与して正規の教諭として配置しているところが4県、教員資格を付与しないものの、正規の看護師として配置しているところが3都県あります。

近年、特別支援学校において医療的ケアが必要な児童・生徒数が年々増加するとともに、高度な医療的ケアの提供が必要となっており、これまで以上に知識、経験を備えた看護資格を有する職員の配置が求められております。

こうしたことから、県教育委員会としましては、看護師を正規の職員として任用している県における成果や課題について調査するとともに、特別支援学校で医療的ケアを実施するに当たり、医師等の専門分野の有識者からアドバイスを受けている特別支援学校メディカルサポート会議の意見も聞きながら、特別支援学校における医療的ケアがより安全に安定して行える体制について研究してまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。すばらしい答弁で感心しました。

この前、うちの後援者のお孫さんが北勢きらら学園に通っておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、2か月間通えなかったんですね。そうしたら、お父さんが、非常に体調が悪くなって心配をしていたと。この方、医療的ケアなんですけれども、会話もできない子なんです。でも、学校が始まって授業に行って、音楽、歌えないけれどもみんなで合わせて楽器をするだとか、それで一遍に治っていったそうであります。

僕らの1年というのは、価値がないとは言いませんけれども、僕らの1年と彼らの学生時代の1年はもう重さが全然違います。

ですので、医療的ケアの人だとか、障がい者として子どもが行っている人だとか、医療行為が必要な方の親御さんだとか、いろんな人と会えば会うほど、学校側と看護師ときちっと連絡しながら、情報交換をしながらやっておられるという努力を感じるわけなんです。やっぱり成長を通じて症状がよくなったり、抗体ができたりするケースもありますので、訪問から通学に行けるような努力をぜひとも積極的に行っていただきたいなと思います。

それから、北勢きらら学園なんですけれども、御存じのとおり、今年3月に3名辞められて、4月に2名採用して、研修の期間内でまた1名辞められたそうなんです。看護師確保は非常に難しいと言われてはいますけれども。

そうすると、看護師の人数が減るわけですから、保護者に、この日もこの日も来てということになります。行ける方はいいんですけども、無理していいかなあかんという方もおみえです。だからそういう意味においても、訪問から通学だけではなくて、やっぱり看護師の配置というのは非常に大事だなと思っています。

看護師に聞くと、ナースセンターから特別支援学校に行ってよって言われるんですけども、なかなか行きづらいというんですね。やっぱり対象が障がい者ですし、また、そんなに給与もあれだし、1年、1年の講師なので、先ほどぜひ正規がいいのかどうかということを検討していただくということ

なんですけれども、正規職員を採用するだとか、県の人事で病院で回すだとか、そういう安定した計画的な看護師の採用に努めていただきたいなと思っております。

次は、トイレの整備の話をしします。

以前、釣りツーリズムの質問をさせていただいたときにも、女性の釣り人口を増やすために漁港などの釣りの場のトイレ整備は欠かせないなどのお話をさせていただきましたが、今回は釣りのためじゃなくて、観光戦略としての質問をさせていただきます。

三重に訪れた方が気持ちよく過ごしていただき、もう一度訪れたいと思っております。リピーター、三重ファンを増やしていくことは大変重要だと思います。

そこで、パネルを見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）これは、TOTO株式会社が、2018年訪日外国人19の国と地域の方のアンケートの結果です。

一つ目は、日本の観光地及び移動に係る周辺施設について、どのように整備されているとまた訪れやすくなりますかという問いに対して、一番はWi-Fi等の公衆無線LANなんですけれども、2番目は、トイレが明るく臭くないです。

それからもう一つ、（パネルを示す）これは逆説的な質問なんですけど、どのように整備されていないと、もう訪れにくくなると思いますかという質問に対しては、一番が、トイレが薄暗く臭いです。

これは、それからまた、さっき障がい者の話をしましたので、（パネルを示す）発達障がい者の保護者7割の人が、公衆トイレ利用で困ると回答しています。障がい者の方々も心地よくなれるように、多機能トイレの整備が求められているというところです。

このアンケート結果から見えてくるのは、トイレがきれいなのは観光地として当然のことであって、トイレが汚いともう二度と三重には訪れたくないということでもあります。野球で例えると、野球を知らない人はもっと分かり

にくくなると思いますけれども、先発のエースではなくて抑えのエースだと。抑えのエースは抑えて当然だけれども、打たれると徹底的にファンやメディアからやられるわけなんですけれども、そういう意味で、トイレの整備というのは、トイレがきれいだからそこに行きたいとは思わないかもしれないけれども、汚いとそこには行きたくないということでございます。

いろんな部署にまたがりますけれども、これは観光戦略の柱でございますので、短く、少なくなって申し訳ございませんが、観光局長にお話をいただきます。

○議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 本県の観光振興に当たっては、議員御指摘のように、快適に誰もが旅行を楽しめる環境を整備することが重要です。

観光局としましては、観光客の声をしっかり把握し、農林水産部や県土整備部、さらには市町等と連携し、トイレをはじめとした受入環境の整備を進め、今まで以上に誰にも快適に三重の旅行を楽しみ、満足いただけるよう、オール三重で取り組んでまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 時間になりました。

三重県は伊勢神宮を有する県でありますけれども、トイレがきれいになりますと神様が宿る、これも、歌でありますけれども、観光局長、私はもうきれいだからもういいわということではなくて、トイレをきれいにして、美人が増えるように努力していただきたいと思います。終わります。（拍手）

休

憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。38番 北川裕之議員。

[38番 北川裕之議員登壇・拍手]

○38番（北川裕之） 皆さん、こんにちは。新政みえ所属、名張市選出の北川裕之です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

鈴木知事、お久しぶりでございます。本会議場での質問、登壇は実に2年9か月ぶりになります。およそ3年に近いですがけれども、昨年1年は、皆さんに大変お世話をおかけいたしまして、副議長を務めさせていただきました。それゆえ、登壇機会がございました。その前はといいますと、およそ1年、修行の身でございました。

おかげさまで、昨年春、県議会に戻ってまいりましたけれども、僅か1年でも県政も県議会も大きく変化しておりました。中でも、復帰後、鈴木知事との議論を最も楽しみにしておりました県の広報戦略の一つ、テレビのデータ放送が、何と私がない間になくなっているではありませんか。とてもショックでした。母さん、僕のあのデータ放送、どうしたでしょうね。ええ、利用率が2%にまで落ちていた、あのテレビのデータ放送ですよ。有名な詩の一節を借用するのは失礼かもしれませんが、残念な気持ちは拭い去れません。しかし、ここは気持ちを切り替えて、コロナ禍でもありますから、県民のためにしっかりと議論させていただきたいと思います。

特に、感染者が新たに発生していない三重県の今の段階で準備しておくべきこと、中長期的に準備しておくこと、そんな視点からの質問を多くさせていただきたいと思います。それでは、前置きが長くなってしまいましたが、

通告に従って質問を進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

一つ目は、今、改めて問いたい地方分権についてであります。

地方分権については、知事とは何度も議論させていただいてまいりました。たしか3年前も触れさせていただいたと記憶しています。地方分権一括法が施行されたのは2000年4月ですから、今年は20年目の節目を迎えます。あの頃の自治体議員をはじめ、地方自治に携わる者の高揚感是非常に大きなものがあつたとお聞きしています。

私は2003年が初当選ですので、6期以上の議員の皆様はその時代を経験されているかと思ひます。私が議員になった当時でも、国と地方が上下関係ではなく対等の関係になった、多くの方が熱っぽく話されていた記憶があります。

そして、地方分権一括法施行から20年が経過した今、新型コロナウイルス感染症対策における国と地方の対応を見たとき、改めて国と地方の関係において、まだまだ権限や財源の考え方に課題があることが浮き彫りになつたと感じています。

緊急事態宣言の発出と対象区域の指定は国、外出自粛や休業要請などの具体的な措置は都道府県知事と新型インフルエンザ等対策特別措置法で定められたはずですが、結果は、具体的な措置についても国の関与が大きくなり、混乱を生じました。一方で、財源が与えられていなかった地方は、休業要請をかけようにも協力金支給のめどが立たず、多くの自治体が悩んだところです。

都道府県によって、感染者数、医療資源、人の流れなどに大きな違いがあつたことを考えると、その具体的な対応策もその地域に合ったものとなるべきで、まさに、知事をはじめ首長、そして議会が二元代表制の下、両輪となり、成果を出す見せどころであつたはずですが、国の関与が強く、少し不完全燃焼といった嫌ひがあります。

もちろん、鈴木知事が今回策定された、“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルをはじめ、多くの知事が〇〇モデルと銘打って地域独自の対策を積極的に打ち出し、その成果を競う流れは、国の指示待ちではない地方の主

体性を重んじる、まさに地方分権のあるべき姿そのものではないかと思っています。

アフターコロナの地方の再生を図る上でも、地方が主体性を持ってそれぞれの地域に合った形で行うべきことがたくさんあると感じています。地方へ権限や財源を大きく移譲していく地方分権を、この機会に改めて積極的に取り組んでいくべきと考えますが、全国知事会の地方創生対策本部長としての鈴木知事の御所見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 改めて、地方分権についての考え方ということで答弁いたします。

平成5年6月の、地方分権の推進に関する衆参両院の決議から四半世紀以上が経過しましたが、私たち地方の取組により地方分権改革は一定進展してきたと考えています。

私が知事に就任した平成23年以降は、改革初期の機関委任事務の廃止などといった量的な分権にとどまらず、提案募集方式や手挙げ方式が導入されるなど、本当に地域が求める地域の実情に合った分権、言わば質的な分権へと深化してきたと評価しています。

この一連の動きの中で、私も、地方6団体が設置した農地制度のあり方に関するプロジェクトチームの座長として農地転用許可権限の移譲を実現させ、微力ではありますが、地方が長年求めてきた岩盤規制の一つを突き崩すことで、分権を前進させることに貢献できたのではないかと考えています。

一方、私は、地方分権改革はいまだ道半ばであると考えています。提案募集方式等は個別事務の移譲を進めるには非常によい制度ですが、地方分権一括法の下で20年以上、地方が自主性、自立性を高めてきた今日、国は外交や防衛をはじめとした国家存立に関わる事務などに専念し、住民に身近な行政に関してはできる限り地方に委ねよう、そしてトータルで我が国を底上げし、強くしていこうといった機運の醸成に向けて、大きな議論の必要性を感じています。

なかなか進んでいない財源移譲についても、そういった地方と国の役割に
見合ったものになるよう見直しを進めていかなければならないと考えていま
す。

去る5月21日、私は全国知事会の地方創生対策本部長として、国に対し、
全都道府県の知恵と工夫の結晶とも言うべき多くの優良取組を盛り込んだ、
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の飛躍的増額に向けた提
言を行い、満額回答を勝ち取りました。

この提言を取りまとめる過程で、さきの農地転用許可権限の移譲に取り組
んだ際に感じた、地方に能力が十分にあることや、地方が現場を一番知って
いること、さらにはその強みを改めて感じましたし、第1期地方創生の取組
を経て、地方の能力等が格段に向上していることも実感しました。一部に根
強く残っている、地方には能力が不足しているとの指摘は全く当たらない、
そう考えております。

私は、地方分権を新たなステージに押し上げていくためにも、改めて、地
方の、すなわち全都道府県、全市町村の、それぞれが自立して、地域の今と
未来を切り開いていくという強い覚悟が必要であると考えています。

私は、全国知事会の地方分権推進特別委員会にも属していますが、昨年、
この委員会の下に地方分権改革の推進に向けた研究会が設置され、大胆な地
方分権改革議論の喚起などを目指して活動を開始したところであります。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の関係で開催を見合わせていま
すけれども、一方で、新型コロナウイルス感染症は私たちの価値観やライフ
スタイルに変化をもたらしただけでなく、国の在り方までをも見詰め直す一
大転機となりつつあります。こういったことも追い風として議論を加速し、
これを通じて、全都道府県知事、全市町村長の共通理解をつくり上げ、真の
意味での地方分権の実現に向けて尽力していきたいと考えています。

今回の新型コロナウイルス感染症の対応でも、新型インフルエンザ等対策
特別措置法においては、先ほど北川議員からも御指摘があったような、少し
隔靴搔痒な部分もありましたので、全国知事会としても知事の裁量権の拡大

というものについて強く要望しているところです。あわせて、これから水際の議論がいろいろ出てきますが、検疫法というものの中には都道府県知事というのは1回しか出てこないんです。それは、検疫で空港で捕まえたら情報提供を都道府県知事にするとしか書いてないんです。これから水際が広がっていく中で、検疫法の枠組みの中に都道府県知事も何も入っていないということでは県民の命は守れない、そういうことも含めて、まだまだ分権を進めたり、地方の自主性、自立性、県民の命を守ったり暮らしを守っていくために必要な改革はまだ道半ばだと思っておりますので、私も自覚を持ってしっかり取り組んでいきたいと思っております。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 知事に御答弁をいただきました。胸のすくような気合の入った、気持ちの込もった答弁をいただいたと思います。2兆円の増額も、本当に地方にとってはよくぞやっていただいたということで、高く評価させていただきたいと思っております。

一方で、みえモデルの中には、ちょっと揚げ足取りのことになりますけれども、ああ、ええことが書いてあるなと思っていても、最後は国に要望するとか支援を求めていくとかいう文言があって、もちろん国が責任を持ってやらなきゃならない部分はたくさんありますけれども、これからアフターコロナの中で地域がそれぞれに合った形での再生というのを考えていく中でも、地方分権、非常に重要だと思いますので、ぜひ知事には地方創生対策本部長として、地方分権をしっかりと進めていくようお願いさせていただきたいと思っております。

二つ目の項目に移らせていただきます。感染症拡大時における雇用の確保についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大時には、仕事が激減した業種もあれば、一方で多忙を極めた業種もあります。そんな中、雇用が失われるリスクのあった分野から人手不足の分野へ社員出向などが行われるなど、異業種間で従業員のシェアが行われ、結果としてウィン・ウィンの関係がうまく成立したと

ころがあります。

テレビや新聞等で大きく報じられたのは、中国のアリババ傘下のスーパーなどが、休業やむなくとされた外食大手の従業員約5000人を宅配要員として一時的に雇い入れた事例や、アマゾンがホテル従業員など17万人余りを物流施設のスタッフに雇い入れた事例などがあります。国内でも、外国人技能実習生の入国がかなわず、人手不足に悩んでいた農村が、休業中の観光産業の人材を得て、両方が助かったという事例もあります。

ここで重要なことは、元の企業との雇用関係は維持したままで、事態が収拾すれば元の職場に復帰することができるという点です。こうした、いざというときの従業員のシェアリングシステムを平時から構築していくことが、今後の第2波、第3波の感染症拡大はもちろんのこと、様々な今後のリスクに対する危機管理、そして、新しい仕事と雇用の在り方として求められているものと思います。

今回、知事が策定された、“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルの中には、こうした対応を見据えた事業として、従業員を期間限定でシェアできる緊急雇用センター（仮設）の設置など、新たなマッチングシステムの創設がうたわれていますが、具体的にどのような形をお考えでしょうか、お尋ねいたします。

また、あわせて、この設置に当たっての要望になりますが、大企業が多い都市部であれば容易なシステムでも、地方の中小・小規模企業が多いローカルエリアではなかなか構築が難しいと想定されます。システム構築の際には、県内のどの地域においても活用できるよう、県内市町と連携しながら進めていきたいと考えます。この点も含め、御答弁いただきたいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長事務取扱登壇〕

○雇用経済部長事務取扱（廣田恵子） 従業員のシェアマッチングシステムについて、具体的にどのようなことを考えているかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業や飲食業などでは従業員の雇用維持に苦慮しています。一方、感染症への対応や新しい生活様

式の実践などで業務が増えている製造業や、外出自粛によるネット通販の利用増により、一部の運送業などでは労働力不足の状況となっています。

こうした状況への対応の一つとして、従業員を休業させた企業から、労働力が不足する企業に従業員を一時的に出向させる、派遣するなどの方法による、人事交流を行う仕組みが有効であると考えております。

こうした仕組みを構築するに当たり、県では関係法令の改正や必要な財源確保を国に求めるとともに、全国知事会等を通じて制度自体を国で創設するよう要望を行ってきたところです。

しかしながら、本県の観光を支える宿泊業をはじめ、従業員の雇用を守ることが厳しい状況にある企業からは早く支援してほしいとの声もあり、迅速な対応が求められています。

県としては、国や経済団体、産業界の支援を受けて設立され、在籍型出向制度を活用した出向支援の専門機関である公益財団法人産業雇用安定センターをはじめとして、経済団体や金融機関等とも連携し、オール三重でこうした課題の解決に取り組みたいと考えております。

具体的には、本県独自のマッチングを行うために、緊急雇用センター（仮称）を立ち上げ、従業員を休業させる企業と労働力が不足する企業の需給ニーズを、県内の商工会議所や銀行等と連携してセンターに集約し、ホームページ等で広く情報提供を行うとともに、双方のニーズに応じた企業を提案するなど、マッチング支援を行う仕組みを検討しているところでございます。

仕組みの構築に当たっては、議員からお話ございましたように、現場の企業や従業員の立場に立ち、県内の様々な地域でマッチングが円滑に実施できるシステムにするとともに、マッチング後のきめ細やかなフォローも含めたものにしたいと考えております。

[38番 北川裕之議員登壇]

○38番（北川裕之） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

再び、第2波、第3波があったりとかいう場合に、それはまた長期に渡っていくと、やはり持続化給付金や協力金等でのぐというのは、なかなか厳

しい面も出てまいりますので、そういうことも含めてマッチングシステムがきちんと機能できるように、早いうちに、お話にあったように要望もあるわけですので、立ち上げていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番目、感染症対策における医療提供体制について質問させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策において、自らリスクの中に身を置きながら全力で取り組んでいただいていた医療従事者の皆さん、各自治体の皆さん、そして、知事をはじめ県職員の皆様に改めて心から感謝申し上げます。

さて、5月25日の緊急事態宣言解除後は、感染症対策における医療提供体制も新たなステージへの移行が求められるところであります。少し前に、厚生労働省は、ピーク時の外来患者数、入院患者数、重症者数を想定して、そしてそれに見合うベッドを、医療体制を、都道府県に準備するように指示を出したところであります。

この指示に基づいて、各都道府県は、感染症指定医療機関の対応病床、三重県の場合は7病院24床になりますけれども、それ以外の一般病床も新型コロナウイルス感染症用ベッドとして確保していくことが求められました。

他の自治体の病床確保数が公表されていく中で、三重県の確保数がなかなか公表されなくて随分とやきもきをしたところですが、その後、約100床の確保が発表されて、最終的には151床のベッドが確保されたところです。

医師や看護師が三重県は少ないですし、また、一般診療や救急医療体制との維持の兼ね合いも見ながら、この数を確保するというのはなかなか簡単ではなかったと思っております、確保に高く評価させていただくところです。

さて、今後、この150床余りをどうしていくかということですが、先日の平畑議員の質問に対する答弁で、今後は削減していく方向性が示されました。一方で、第2波、第3波の懸念もあり、今後、どの段階でどの程度削減していくのか、その考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

また、受入病棟の確保に伴う損失や医業収益の悪化に伴う損失補填につい

では以前から強い要望があり、現在、関係市町や医療機関と話し合いが進んでいると聞きますが、その内容についても示していただきたいと思います。

あわせて、同様の課題として、各地域に設置された帰国者・接触者外来は、いつまで、どの段階まで維持していくのか、その考え方についても御答弁をお願いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 新型コロナウイルス感染症対策における医療提供体制について3点御質問いただきましたので、順次、御答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療体制についてでございますが、これまで、先ほど議員からも御紹介がございましたが、感染病床24床を含め、一般病床含めて176床の病床を確保し、感染患者の発生に対応してまいりました。

一方、三重県の現状を踏まえますと、現状の体制を維持し続けることは医療機関に過度の負担を強いることにつながるおそれがあるため、感染患者の診療と一般診療の両立の視点に立ち、各医療機関に対するヒアリングや各地域における受入体制に係る調整会議を経て、病床規模を一定縮小しつつも、新規感染者数等のモニタリングにより、再度、感染拡大の兆候が確認された場合には、これまでと同等の体制へ、176床でございますが、迅速に移行する新たな仕組みを構築したところでございます。

なお、病床規模につきましては、6月末をめどに、各医療機関の状況に応じて、一般診療に影響を与えることのない範囲まで、順次縮小していきたいと考えてございます。

次に、病床確保等に関する支援についてでございます。

4月以降、医療機関に新たに確保していただいた受入病床につきましては、国の交付金を活用し空床補償を行うとともに、人工呼吸器の導入など、受入体制を整えるために必要な設備整備に係る費用についても支援させていただいたところでございます。なお、病床規模の縮小後の病床に対しましても、引き続き同様の支援をしてまいりたいと考えてございます。

また、各医療機関では、新型コロナウイルス感染症の影響により一般患者の受診が大幅に減少し、医業収益に影響が及んでいる状況があると様々な医療機関からお聞きしているところでございます。

県といたしましては、医業収益の悪化について、全ての医療機関に対して継続的かつ必要な財政支援を行うよう、あらゆる機会を通じて国に要望してまいります。先日、厚生労働省とのウェブ会議がございまして、その場でも、私どもが直接お願いさせていただいたところでございます。

最後に、帰国者・接触者外来についてでございます。

帰国者・接触者外来につきましては、各地域で広く検体を採取できるよう、県内23か所に設置してございます。現在、県内の感染状況は落ち着いているものの、第2波の発生に備えまして幅広くPCR検査を実施することのできる体制を整備しておく必要があり、また、県民の利便性でありますとか、安心感を保ちながら、帰国者・接触者外来を担っていただいている医療機関の負担の分散という観点からも、現在の体制を維持していきたいと考えてございます。

さらに、これまで以上に感染拡大が起こった場合でも、確実に検体採取を行うため、先日来も御答弁させていただいたところでございますが、検体採取を集中的に実施する地域外来・検査センター、いわゆるPCR外来の設置に向けて取組を進めているところでございまして、さらなる検査体制の充実を図ってまいります。

[38番 北川裕之議員登壇]

○38番（北川裕之） 大変忙しい中、部長には答弁いただきましてありがとうございます。

一般病床の確保については、国も示していますので、恐らくお話の趣旨としては、いつでも入院が受け付けられるレベルのものは最小限である程度用意しておいて、それにプラス、今まで用意してもらっていたところは少し準備には時間がかかるかもしれないけれども、再び受け入れができるというような体制を取るといった話になっているかと思えます。

損失補填の部分については、医業収益の部分については全国的な問題だと思いますので、これこそまさに国でしっかりと対応していただかなきゃならないと思いますけれども、いずれにしましても、今後の対応、医療機関にまた求めるときに、今までの対応の度合いがやっぱり影響していくと思いますので、安心して、対応、受入れができるという形になるように努力いただきたいと思います。

それでは、続いて4番目の感染症対策を見据えた保健所の機能の充実について質問させていただきます。

1番目、公衆衛生医師の確保についてです。これも何度かお話させていただいたところですが、多くの識者が述べているように、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が懸念される場所ですが、動物を媒介とする様々なウイルスの変異と、グローバル社会の進展がもたらす新たなウイルスによるパンデミックのリスクは、これからますます社会的に高まっていくと思われまふ。そういう意味から、今のうちに中長期的な感染症対策、危機管理の体制づくりを進めていくことが非常に重要だと考えています。

言わずもがな、行政において感染症対策の最前線となるのは地域の保健所であり、その役割はこれからますます大きくなっていくと考えられます。しかし一方で、過去からの人材不足はいまだ解消できておらず、特に、保健所長をはじめとする公衆衛生医師の不足は危機的な状況と認識しています。

保健所長は、地域の医療体制の構築に努めていただくことはもちろん、今回のような感染症対策の陣頭指揮にも立っていただく重要なポジションですが、過去、そして今もそうですけれども、人材不足から二つの保健所を兼務するような事態もあります。

少し聞き及ぶところで懸念されるのは、ここ数年の間に複数の所長が退職年齢を迎えるとのことですが、後継人材は適切に育成されているのでしょうか。

また、長期的には、全国の自治体はその確保に悩む公衆衛生の分野の医師を若い世代の段階から育成していくことも重要な視点と考えます。県として、

今後の公衆衛生医師の確保はどのようにしていくのか、その対策についてお尋ねいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 公衆衛生医師の確保について、御答弁申し上げます。

公衆衛生医師は、地域の公衆衛生の維持、向上を図るに当たりリーダーとなるべき存在であり、非常に大きな職責を担っています。このため、公衆衛生医師の確保は重要なことであると認識いたしております。

県では、これまで公衆衛生医師の確保の取組としまして、公衆衛生に従事することを希望する医師と、自治体とを仲介する厚生労働省の公衆衛生医師確保推進登録事業に登録しまして、人材確保に係る情報提供を行ってまいりました。

また、県内外の大学や医療機関を訪問するなど様々なネットワークを活用し、公衆衛生医師、ひいては保健所長の適任者となる人材の確保に向けて取り組んでおります。

加えて、臨床研修の一環として保健所で医師を受け入れてきたほか、医学生への保健所実習も受け入れ、公衆衛生医師が果たす役割の重要性について発信を行ってまいりました。

さらに、今年度は、民間の職業紹介会社との連携により、医師を対象とした求人誌に本県における公衆衛生医師の業務を紹介する記事を掲載し、本県の公衆衛生医師の魅力を発信していく予定でございます。

こうした人材確保の取組を継続、強化し、公衆衛生医師の新たな採用にも結びつけていきたいと考えています。

また、公衆衛生医師の人材育成については、平成29年4月に社会医学系専門医制度が開始された中、社会医学系専門医の認定が得られる研修プログラム、美し国みえプログラムを県が作成し、公衆衛生医師としてスキルアップするための仕組みを構築したところでございます。

令和元年度には、このプログラムに基づく研修を受講する医師1名を伊賀

保健所に配置し、感染症対策や災害医療、精神保健など幅広い業務に従事していただき、地域における保健、医療行政の経験を積んでいただきました。

こうしたプログラムに加え、公衆衛生医師としてのスキルアップに寄与する学会、研修会の参加を促すとともに、行政職員としての経験を積むため、本庁と保健所とのジョブローテーションを行うなど、地域の公衆衛生を担う公衆衛生医師の育成を進めていきたいと考えてございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 御答弁をいただきました。

多分、お読みいただいているんだと思いますが、厚生労働省で公衆衛生医師確保に向けた取組の事例集で、幾つかの都道府県の取組が挙げられています。

中身を読みますと、積極的な広報戦略、PRであったりだとか、あるいは、先ほどお話いただいた制度で社会医学の専門医が取れるようなプログラムをつくっていったりだとか、いろんなことが載せられています。

当然ながら、今、お話いただいたように、三重県のホームページでも見せていただきましたけれども、同じような取組は三重県も一生懸命、挙げてやっているといるところは認識はしておるんですけども、ただ、本当に人材枯渇の部分は危機的な状況だと思っておりますので、少しここは予算を投入してでもしっかりと広報していただいて、そして、あらゆる手段を講じていただいて、公衆衛生医師の確保をしていただきたいと思います。

以前、津と伊賀の保健所も兼務の時代がありました。こうした感染症の拡大とかこういったケースに、陣頭指揮に立っていただくリーダーが兼務になっているということは、あってはならないと思っております。

もっとぜいたくを言うならば、保健所にも複数の公衆衛生医師がチームとして対応できるぐらいのことが、これからの時代は必要になってくるのではないかと。全国的に取り合いというか、なかなか確保しにくい人材でありますけれども、ぜひ頑張っていただきたいというエールを送らせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

あわせて、非常に課題なのが保健師であります。今回の感染拡大の中でも、本当に現場の最前線で御尽力いただきました。でも一方で、保健所の保健師も、定数削減の中でそぎ落とされてきた嫌いがあると思います。

平時は何とかこなせても、感染拡大となれば、当然ながら現在の人員ではとても十分とは言えないと思います。そして、今後は平時でも感染症対策として保健所が軸となって、災害対策、防災と同様に様々な事前準備や訓練が求められると思います。

そうした十分な体制づくりには、保健師の増員、増強が何としてでも欠かせないと思っています。保健所における保健師のさらなる確保について、医療保健部として、三重県としてどのように考えているのかお聞かせください。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 保健師の確保について、御答弁申し上げます。

保健師は、感染症対策のみならず、精神保健、難病対策、災害対応など、地域の公衆衛生の維持、向上に大きな役割を果たしています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策においては、先ほど議員からも御紹介がございましたが、保健所における保健師の果たす役割は大きく、保健師に対する社会的な需要は今後さらに高まっていくことが予想されます。

しかしながら、近年は定年退職を迎える保健師が多いことから、より多くの職員を採用する必要があり、計画的かつ継続的に保健師の採用を進めていく必要があると認識しております。

こうした中、職員採用という観点では保健師養成課程を有する大学、専門学校での講義や、就職説明会に参加し、県の保健師業務の魅力を発信するなど、採用に係るPRを行っているところでございます。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大学、専門学校の講義や就職説明会が開催されないといった状況もありましたが、オンラインの講義に参加するなど、積極的な取組を進めております。

こうした対策を進める一方、次年度以降は定年退職を迎える保健師の数が減少するなど、保健師全体の減少傾向の緩和が見込まれるため、この機会を

生かし保健師の増員を図っていきたいと考えてございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策において保健師が果たした役割を踏まえ、保健師の適切な配置の在り方についても検討を行うなど、必要となる保健師の確保に向けた取組を引き続き進めていきたいと考えてございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 御答弁をいただきました。

やっぱり久しぶりの登壇ですもんで、質問を一つ飛ばしてしまいました。この後、抱き合わせでよろしくお願ひしたいと思います。

保健師の増員をお願いさせていただいたわけですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症発生の際にも、現場は、どの地域もそうだったと思うんですが、本庁の医療保健部からたくさん応援にも来ていただいて、そしてまた、横のつながり、地元の建設事務所、農林事務所、地域防災総合事務所、本当に皆さんそれぞれ手伝いに入っていて、何とかそれでのしげたという声を聞かせていただいています。

ただ、それが長期にわたったりだとか、大規模になったりだとかということを見ると、やはり保健師の増強というのはふだんからやっておかなきゃならないと思いますし、この部分は定数にも関わることだと思いますので、総務部長、そしてまた、当然ながら知事も含めて、ぜひ増強について考えていただきたいということをお願いさせていただきます。

保健師に関わってですけれども、こうした感染症のケースを鑑みたときに、いろんな現場も把握しながら、そしていろんな知識も把握しながらということで、高いスキルが求められていくと思います。これは保健所に限らず医療保健部においてもそうですし、そして各市町の現場の保健師においても同じことだと思います。

これは地域からの声ですけれども、市町の保健師と、そして県の保健所等の保健師との人事交流、昔はあったそうなんですけれども、こうしたことをぜひそれぞれのスキルアップのためにやっていただいたらどうかという提案がでございます。御所見を伺いたいのと、あわせて、一つ飛ばした質問です

けれども、公衆衛生医師、大変確保が厳しい中で、例の修学資金貸与制度、田中智也議員も、以前、お話していただいているかと思うんですけども、義務年限をこなす指定医療機関の一つとして保健所を挙げて、保健所で勤務をしている部分は免除されていくと、こういうことを挙げている自治体が現にございます。

そして、修学資金貸与制度の中に保健所での勤務ということを挙げて公衆衛生医師を確保していく、こういうこともあるのかなと思うんですが、御所見を伺いたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 2点、御質問いただきました。まず、保健師の人事交流についてお答え申し上げます。

本県におきましては、県と市町が連携した形で保健師の人材育成に取り組んでおります。日頃の保健師業務に加えまして、感染症や災害にも対応する人材を育成するために、平成15年に保健師現任教育マニュアルを策定し、時代に合わせて改訂を重ねながら人材育成を進めております。

マニュアルの根幹でございます三重県保健師人材育成体制は、昨年度、岡山県で開催されました全国保健師長会研修会において国から発表を求められるなど、全国からも高く評価されているところでございます。

現任教育は、職場内研修であるOJT、職場外研修のOFF-JT、自己啓発、ジョブローテーションの4本柱で行っており、その中のOFF-JTでは、新任期、中堅期、管理期等の階層ごとに、県の保健師と市町の保健師と一緒に研修を受ける必須研修として研修体制を整えております。

また、災害発生時の対応といたしまして、平成30年7月豪雨における広島県への支援、昨年度の台風19号における宮城県への支援など、自然災害発生時においても県と市町の保健師がチームを編成して一緒に支援活動を行っており、そこで得られた経験を県全体で共有し、保健師のスキルアップにつなげています。

また、各保健所におきましても、管内市町の統括保健師と人材育成や危機

管理体制等、地域に対応した内容を検討する会議を定期的を開催するとともに、地域の実情に応じた課題に対し地域ごとに研修会を開催し、マニュアルを作成するなどの取組を行っております。さらに、これらの活動の評価を基に次年度につなげています。

今年度におきましては、市町のニーズに応じて、早速、感染症をテーマに研修に取り組む保健所もあり、今後、各保健所単位で新型コロナウイルス感染症第1波の経験を踏まえた課題を、市町保健師と共有して取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対応においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に規定された県の責務である積極的疫学調査、入院勧告、就業制限勧告等については保健所が業務を行い、保健所を設置しない市町の保健師は地域の保健所と情報共有しながら、地域住民の身近にいる専門職としてその役割を担っていただきました。

今後も、県と市町の役割及び機能を互いに理解し合い、知識の向上を図る連携体制を継続、充実させるとともに、県と市町の保健師の人事交流につきましても、市町の要望を踏まえ検討してまいりたいと思います。

続きまして、医師修学資金貸与制度の返還免除条件に、公衆衛生医師としての県での勤務を条件に加えてはどうかということでございます。

三重県医師修学資金貸与制度における返還免除条件につきましては、三重県医師修学資金返還免除に関する条例に規定されておりまして、医師免許取得後、直ちに県内の臨床研修病院で研修を行い、研修終了後は、県内の救急告示病院や僻地医療機関などの医療機関に従事し、これらを合算して9年間に達した場合に、返還及び利息の支払いが免除されることとなります。

医師修学資金貸与制度は、臨床に従事する医師の確保を主たる目的としたものであり、保健所等の行政機関は、現在は返還免除対象施設ではございませんが、臨床研修病院での研修中における保健所での選択研修は可能となっているため、研修早期から公衆衛生行政の重要性など認識していただけるよう、臨床研修病院に保健所研修を働きかけていきたいと考えてございます。

新型コロナウイルス感染症への対応において、感染症拡大防止に公衆衛生医師の重要性が改めて認識されたところであり、医師修学資金制度の在り方については、先ほどの議員からの御提案も踏まえ、どういった形が可能かについて関係者の御意見も伺いながら、研究してまいりたいと考えてございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 御答弁をいただきました。

修学資金貸与制度については、今後、検討いただきたいと思ひますし、人事交流についても、すぐにとは申し上げませんが、ぜひスキルアップのために考えていただきたいと思ひます。

ちょっと時間が押してきましたので、そのまま次の質問に移らせていただきます。

5番目、ひきこもり支援の充実についてであります。

これは頭からの指令、頭というのは津田議員でございますけれども、おまえが露払いしてこいと言われましたので、5番目に質問させていただきます。

ひきこもりについては、なかなか実態がつかめないところが一番大きな課題だと思っておりますけれども、内閣府の推計や三重県の推計も出されているわけですが、精神科医の斎藤環先生によれば、このまま増え続けていくと、ひきこもり人口は近い将来1000万人を超えるのではないかというお話もされています。8050問題も含めて、その対策の重要性が説かれているところです。

そんな危機感を共有する議員有志で、昨年12月に、ひきこもり支援、特に支援のキーとなるアウトリーチ、訪問支援に熱心に取り組まれている佐賀県のNPO スチューデント・サポート・フェイスを訪ねてきました。

スチューデント・サポート・フェイスは、2003年から佐賀市や武雄市を中心に活動しているNPO法人で、スタッフ79人、内訳が常勤57名、非常勤22名、登録ボランティアスタッフ246人、この数字を見ただけで本気度がうかがえるわけですが、ひきこもり、不登校、非行、ニート、生活困窮者

などを対象に、寄り添い型、伴走型のアウトリーチ、積極的な訪問支援を継続して行っている団体です。

佐賀県ひきこもり地域支援センターも含めて、さが若者サポートステーション、佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀市生活自立支援センターなどの業務を受託するなどして、縦割り行政に惑わされることなくNPO自身がプラットフォームとなり、ひきこもりをはじめとした社会での生きづらさを持ち、社会から孤立している人々への支援を統合的に運営し、成果を出しています。

一方、国においても県においても、ひきこもりのアウトリーチ支援はまだ緒に就いたばかりで、三重県においては、三重県生活相談支援センターにアウトリーチ支援員を今年度から1名配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ・みえ等とのネットワークを構築していくほか、地域福祉のアプローチから、市町において、地域包括支援センターを専門的にカバーする相談支援包括化推進員を養成していくとしています。

いずれも、相談の充実や課題の発見、必要な支援先へのつなぎ役としては非常に有効だと思いますけれども、アウトリーチ支援の受皿にはなかなかなりにくいのではないかと考えています。複合的で複雑な課題を抱えるひきこもりの支援には、スチューデント・サポート・フェイスのようなNPOプラットフォームに支援体制の充実を図るべきだと考えます。

三重県においても、まだまだ数は少ないですが、アウトリーチ支援を中心に担うNPOを、これから三重県が支援のパートナーとして育成、連携を図っていくべきと考えますが、御所見を伺います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） ひきこもり支援について御答弁申し上げます。

県では、平成25年度に、県こころの健康センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの方やその御家族等を対象として、電話や面談による相談対応を行っています。昨年度の電話相談件数は、延べ135件、面接相談は延べ201件ございました。

また、ひきこもりの方への対応を御家族が学ぶための家族教室を年4回、同じ悩みを持つ家族同士が交流して支え合う家族のつどいを年1回開催しております。

ひきこもり支援に係る人材育成としては、市町、障がい者総合相談支援センター、地域包括支援センター等の職員を対象に支援者スキルアップ研修を開催し、ひきこもりの理解や対応方法について学んでいただいております。また、県民を対象に、ひきこもり経験のある当事者を講師に招くなどして、ひきこもりについて理解するための講演会も開催しております。このような取組には、民間団体の方にも御参加いただいているところでございます。

さらに、社会福祉協議会や地域若者サポートステーション、ひきこもり家族会などの、ひきこもりの方を支援する民間団体等で構成いたします三重県ひきこもり支援ネットワーク会議を設置し、それぞれの取組について情報共有するとともに、課題や解決策について検討する中で、支援機関同士の連携強化にも取り組んでいるところでございます。

様々な背景を持つひきこもりの方やその御家族に対して、きめ細かで継続した支援を行っていくためには行政だけでは困難であることから、地域で活動いただいております民間団体との連携や必要な支援が重要であると考えてございます。

ひきこもり地域支援センターを中心に、医療保健部として、先ほどお答えさせていただきましたが、引き続き、福祉分野、雇用分野、教育分野等と連携しまして、民間団体が地域の核となっただけのよう取組を進めてまいりたいと考えてございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 度々、加太部長に御答弁いただいて申し訳ないぐらいなんですけれども、本当は、子ども・福祉部長にお答えいただきたい面もあったんですけれども、ひきこもりと文字が入ると云々ということで、質問させていただく段階で、これは頭の津田議員もおっしゃっていることですけど、ちょっと縦割りの整理がついていないのかな、みえ県民力ビジョン・第三

次行動計画の中では、ひきこもり支援については、社会の中で生きづらさを感じていただいている方への支援ということで、福祉のほうで持っていただくという形になっているようですので、当然ながら、精神疾患があって医療につなげなきゃならないということはあるものの、やはり根本は、仕事ができたらいいとか病気が治ったらいいということではなくて、今朝からも田中議員の話にありましたけれども、最終、やっぱり自己肯定感を持って自己実現ができる、そういうところに導いていくというのは福祉の役目だと思いますので、一言所感があれば、大橋部長、お願いします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） ひきこもりを含めた生きづらさを抱える方々への対応としましては、本年度を開始年度とする三重県地域福祉支援計画、これは、みんな広く包み込む地域社会三重を目指すということで取組を進めております。

その中で、包括的な支援体制を構築するためには民間団体との協力が不可欠であると思いますので、今年度新たに、県、市町、社会福祉協議会に加えて、地域で活動する福祉民間団体、ひきこもり家族会、生活困窮者支援団体が参加する地域福祉推進会議を設置することとしております。

ただ、会議をつくっただけではうまくいかないと思いますので、まずは地域における包括的な支援体制、要は枠組みをつくるとともに、その枠組みが実際動くためには、そこで働く、実際つなぎ役となる人が必要となると思いますので、相談支援包括化推進員の養成を行う。それに加えて、制度や人材、体制があってもステージにそもそも乗らない方がいらっしやると思います。ここには、やはりアウトリーチ的なアプローチが不可欠であると思っておりますので、議員から御紹介がりましたが、アウトリーチ支援員、僅か1名でございますが、ここで実績を積んで、いい事例であるとか課題を、地域福祉推進会議等で共有して、アウトリーチ的な支援が広がっていくことを目指してしっかり対応していきたいと思っております。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 大橋部長、すみません、急に振ってしまいましたけれども、やはり国は地域包括で、子育て支援から生活困窮者から高齢者から、それこそひきこもりも含めて抱えていこうとしています。ここで課題を発見していくという部分では非常にいいと思うんですけど、寄り添い型とか伴走型という部分になると行政のシステムの中では限界があって、その部分をフォローしていくのは民の力だと思いますので、しっかりやっていただける答弁でございましたので、期待させていただきたいと思います。

それでは、最後、六つ目、タンデム自転車の公道走行解禁について質問させていただきます。

これは、中嶋前議長と私と半年前から要望させていただいていたことですが、まず、タンデム自転車というのは皆さん御存じかというところになるんですが、（パネルを示す）こちらの写真を見ていただきまして、複数のサドルとペダルがあって、複数の人が前後に並んで走れる自転車で、2人分のハンドルとペダルとサドルがある2人乗りが一般的です。

そして、タンデム自転車は、観光地で家族みんなでレジャーとして楽しんだり、また、前を健常者の方が乗って、後ろに視覚障がいの方が乗って、屋外のサイクリングを楽しむこともできます。

非常に魅力的な自転車なんですけど、実は日本においては、道路交通法上、公道を走ることができないことになっています。ですから、今までですと、公園内の専用道路であったり、あるいは、僅かな数ですけれども自転車専用道のみでの利用しかできませんでした。

ところが、昨今、タンデム自転車の公道走行が許されるようになってきました。自転車の公道走行の基準を定めているのは都道府県の道路交通法施行細則によるのですが、施行細則を改正することによって公道走行を可能とする自治体が増えてまいりました。

その理由は、サイクリングによる生涯スポーツの推進であったり、景色を楽しみながら走る観光誘客が目的であったり、そして中でも、先ほどもお話ししました、視覚などに障がいのある皆さんにとって屋外で風を感じながら

サイクリングを楽しめる、アクティブな活動をもたらしてくれるツールとしてのニーズが昨今非常に高くなってきたためということがあります。

こちらの日本地図を御覧いただきたいと思います。(パネルを示す)

緑色に染められているところが、既に道路交通法の施行細則が改正され、タンDEM自転車の公道走行が解禁、許されている地域になります。直近では、4月1日から、北海道、奈良県、岡山県が解禁となりました。御覧いただくと、東北地方、そして三重県を含む中部、北陸地方が進んでいないことがよく分かります。

タンDEM自転車の愛好家の皆さんからは、関東方面から九州まで日本列島を縦断しようとしても、三重県、愛知県でストップしてしまい残念という声もいただいています。

そして、続いて写真を御覧いただきたいと思いますが、(パネルを示す)これらの写真は障がい者支援のNPOの方、並びにタンDEM自転車を楽しむ会の皆さんから送っていただきました。前の方が健常の方で後席の方が視覚障がいの方ということですね。自転車の形式もこういう形のものです。

そして、実際に走行していただくと、(パネルを示す)こんな形で風を切って走っていただける。もう一枚、(パネルを示す)すてきな光景ですよ。自然の中を、風を感じながら空気を感じながら、そして体も使って、すごくアクティブなものになると思います。それぞれの皆さんが楽しそうに乗っておられる雰囲気が写真からも伝わってまいります。

三重県でも、ハンディキャップがあってもなくても、誰もがこうして自然の中を、自分の力で、そして仲間と力を合わせながら駆け抜けていくことができる、そんな環境をつくっていくために、ぜひタンDEM自転車の公道走行解禁を進めていただきたいと思いますが、県警本部長の御所見を伺います。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長(岡 素彦) 家族や友人と連れ立っての自転車のツーリング、2台、普通の自転車のことですが、大変楽しいものではあるんですけども、おしゃべりしようと親子で近づくと危ないとか、それから、お互い

の走るペースを合わせなければいけないということで意外と不便でありまして、その点、タンDEM自転車であれば、力を合わせて同じペースで、目にした風景について感想を楽しく述べ合いながらツーリングするという、よい乗り物だと私は理解しております。また、視覚障がい者による自転車利用の道を開くものという点におきましては、議員御指摘のとおりであると理解しております。

他県でも、観光や自転車ツーリングの振興、視覚障がい者の行動範囲の拡大、サイクルスポーツの普及といった視点からの、様々な方からの要請を受けて公安委員会規則の改正が進んでおりまして、私どもも、他県の状況や安全性などについて調査研究を進めております。

既に、当県でも、志摩市や三重県サイクリング協会からの要望書をいただいております。このようにして、観光事業者団体や障がい者団体、スポーツ団体、それらに関わる市町や県庁の担当部局などからしっかりと御意見、御要望を伺いながら、規則改正の在り方や安全指導の手だてを考えて、早期に結論を出したいと思っております。

仮に、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷する観光事業の盛り上げの一助にしたいとの要望が強いのであれば、夏休みの行楽シーズンまでに改正作業を終えるよう努力したいと思っております。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 岡本部長の、すごく期待を持てる答弁をいただきましたので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

今日は答弁を求めませんでしたけれども、地域連携部では、既に三重県自転車活用推進計画をつくっていただいております、その中でもタンDEM自転車の利活用を書いただいておりますし、また、先ほどお話がございましたように、志摩市からも要望が上がっているということで、お聞き及びのところでは、東京オリパラの関係でスペインのトライアスロンチームの合宿地に予定されていて、パラのトライアスロンの選手も来られるのではないかと、そういう意味でタンDEM自転車のトレーニングも想定されるのではということ

で御要望があると聞いていますし、またインバウンドも、違っていたらごめんなさいですが、ネット等で見る限りではタンDEM自転車規制されているのはどうやら日本だけで、世界各国では特に規制がされていないと言われてしますので、これが逆にインバウンドの支障になってもいけませんし、ぜひハンディキャップのある方もない方も、そしてまた国内の方も、そして外国の方も、いろんな方が三重県を風を切って、風を感じて走り抜けていただける、そんな日をぜひ待ってみたいと思いますので、解禁に向けてよろしくお願ひ申し上げます。

久しぶりの一般質問でございまして、珍しく1分残してしまいました。時間が1分残っているからといって、私がここで1句というわけにはいきませんので、私としては、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大が阻止されて、そして縮小していく、そして私たちが今までの生活以上に、全く新しい社会が築けるように、新型コロナウイルス感染症にも強い、そんな新しい社会を県の執行部の皆さん方と議会とが一緒になってつくっていく、そして、県民の皆さん方と一緒にこれをつくっていく、このことをお誓ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。40番 舟橋裕幸

議員。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○40番（舟橋裕幸） 新政みえ、津市選出の舟橋裕幸でございます。6月定例会議、一般質問のトリを務めさせていただきます。何か最近出てくるとトリばかりなんですけれども、しばらくお付き合いのほど、お願い申し上げたいと思います。

実は、原稿をちょっと早めに作ったんです。そうしたら、先週、私のネタのうち二つが伊勢新聞のコラムに載っちゃいまして、お株を奪われたなという感じがするんですけども、めげずに頑張っやっていきますのでよろしくお願いいたします。

一つ目は、三重とこわか国体・とこわか大会についてお伺いいたします。

いよいよ来年、三重県にとって2回目となる三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催予定です。先日、鹿児島県が本年の国体開催を断念しました。残念だろうと思います。鹿児島国体は、中止なのか、延期なのか、延期ならば1年後なのか、順番が決まっている各県の一番後ろなのか、一向に私たちには分かりません。

そこで、鹿児島県が1年延期を要望しているとの報道がありましたので、仮定の話にはなりますが、来年開催を予定している三重県に重大な影響を及ぼす1年延期の場合を想定した際、県の取組についてお伺いいたします。

国から1年繰延べを求められたとしても、知事が単独で決められるものではありません。県議会も、平成23年に招致決議を、平成28年には開催決議を行っています。決議を行った県議会への相談や、会場や開催費用の面で多大な負担をかける市町、選手を雇用していただいております企業などに対し、どのように了解を取り付けていくのでしょうか。

そこで、県は2022年開催の方向性が見えた場合、どのような段取りで、かつ予想される追加の開催費用や選手の確保など、様々な課題解決に向けてどのように対応していくか、お伺いいたします。

次に、開催年にかかわらず2点お伺いいたします。

第1点目は開催経費についてです。

このたびの新型コロナウイルス感染症により、世の中は大きく変貌しました。特に経済の落ち込みは著しいものがあります。その結果、来年度県税収入は大幅減収が予想されます。当初の国体開催需要額の確保は、大変難しいと考えます。

思い起こしますと、前回の昭和50年三重国体も、第1次オイルショック直後で財政が非常に厳しい中での国体開催でありました。歴史は繰り返すと言われる。残念ながら、昨年秋、予算決算常任委員会総括的質疑で私が申し上げたとおりになってしまいました。

そこで、昭和48年、49年、50年の県議会本会議議事録をひもといてみました。当時の田川知事は、議会答弁で、お祭りのような高額の開会式は行わず、簡素、清潔、誠実なふだん着国体を目指すと答えています。

昭和50年の一般会計は、前年に比べ県税収入が50億円減収となり、公共や県単事業を大幅削減していますが、狂乱物価の影響もあり、対前年度比24.9%増の1888億円でありました。

国体の予算は、事務局が30億円の要望をしましたが、17億円の予算査定となっています。17億円のうち、市町村への交付金などを除くと、実際の国体運営費は9億円でありました。

こうした中、県議会の議論は、不況下で財政が逼迫して国体開催は可能かと心配する一方、南勢バイパス早期完成や選手強化費の増額、競技団体への支援強化を求めたり、開会式を派手に、風船を飛ばせ、ハトを飛ばせというような発言も残っています。少し危機感の欠如を感じるところでもございました。

ただ、現実には、先輩に聞くと国体運営も大変で、若い職員は駐車場整理に走り、また、閉会式の毛せんは、伊勢新聞にありましたように、赤い紙だったという話がありますほどけちけち国体だったそうでもあります。

現在、国体運営基金は16億円余で、今年度、積立て予定を含めても18億円余であります。国体開催には、開会式、閉会式をはじめ多額の出費が予想さ

れます。2018福井国体においては、81億円の予算のうち23億円が開会式、閉会式の費用、36億円が競技会開催費用でした。

そこで、来年の国体開催に向けた費用の概算をどの程度見込んでみえるか、お伺いいたします。

加えて、政府や東京都がオリンピック・パラリンピック開催費用の簡素化に向けた見直しを始めました。県もこの不況の中、県民感情を考慮すると、現在計画中の事業や予算を見直すべきと考えます。

選手ファーストの原点に立ち返り、プライオリティーは当然つけるとして、総花的で慣例的な予算は大胆に削り、簡素で選手が実力を発揮できる環境整備等に絞るべきであります。県のお考えをお伺いします。

第2点目は、国体のレガシーについてお伺いします。

昭和50年三重国体の際、田川知事は、ふだん着国体を目指すとともに、県民の暮らしに役立つ国体を目指すかと答弁しています。当時、全ての市町村に体育協会が設立されました。また、県が採用した県外のアスリートが、国体開催後、多数三重県にとどまり、地域や競技団体の選手、コーチ、監督、後には役員として活躍しています。特に、青森県出身のレスリングの吉田栄勝さんは、三重県出身のオリンピックメダリスト、吉田沙保里さんのお父さんであります。

以前、私は、なぜこんなにアスリートが国体後も三重県に残っているのか不思議でした。当時の人事課の先輩に伺いますと、県の採用条件に、国体後も三重県に残るということを求めていたようです。彼らは、行政事務の手腕は別にしても、以降、三重県のスポーツ環境の向上に大きく貢献しました。今風に言えば、国体のレガシーとなったわけであります。

今国体のスローガンは「ときめいて人 かがやいて未来」とあり、スポーツを通じて三重を元気にすることを目指しています。昭和50年国体のようなレガシーを、今国体で何に期待するか、お伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私から3点御質問いただいたうちの2点、答弁させてい

ただきたいと思えます。

1点目は、三重とこわか国体・三重とこわか大会が、万が一、2022年開催となった場合の議会等への説明などの対応についてということであります。

鹿児島県が、鹿児島国体・大会の1年延期を要望しているとの報道を受けて、県内の一部市町や競技団体などから延期に係る問合せや心配の声も寄せられ、開催1年前の大切な時期に様々な分野で御協力いただいている関係者の皆様が不安を持たれていることについて、私としましても大変懸念しているところであります。

県内の関係者の皆様の不安に伝えていくとともに、現在の事態は、鹿児島県が悪いわけでも誰が悪いわけでもないため、不要な対立構造とすることなく、日本全体で影響を少なくすることが重要であると考えています。

こうした考えの下、去る6月11日、三重県は、栃木県、佐賀県、滋賀県の3県と共同して、文部科学省、スポーツ庁、日本スポーツ協会及び日本障がい者スポーツ協会に対し、鹿児島国体・大会の検討に当たっては後催県の意見も踏まえて、日本全体で見て影響が少なくなるような結論を得られるよう要望したところであります。また、鹿児島県の置かれた厳しい状況に鑑み、私からは、鹿児島県への支援も併せて要望させていただいたところであります。

これらを受けて、スポーツ庁長官等からは、要望を受け止め、四者でしっかり検討していくとのコメントをいただいております。

これまで三重県では、国体・大会に向けて、開催年ターゲットに多くの選手が長年の間、競技人生をかけて苛酷で厳しい練習や強化活動を積み重ねてこられました。

市町や競技団体は、会場整備などの競技会運営の準備を、また、企業の皆様には、募金、協賛、選手雇用の御協力を、そして、県民の皆様にはボランティアへの参加をそれぞれしていただいていたところであります。

仮に、延期等、会期の変更となれば、追加的な財政負担、会期の再調整、会場地の確保、天皇杯、皇后杯獲得に向けた競技力向上対策の取組変更など、

開催準備を整え直すことは関係者の皆様に多大な労苦を余分におかけすることとなります。

私としましては、まずはそういったことにならないよう全力を尽くす所存であり、今後も、6月中にも結論と言われておりますが、引き続き四者による検討状況を注視しながら、後催県に影響が及ばないような代替案の検討を求めるなど、共同要望を行った後催県と連携して、我々の意見をしっかりと述べていきたいと考えております。

こうしたことから、本県としましては、予定どおりの会期での開催に向けて、引き続き準備を進めてまいります。しかしながら、万が一ということではありますが、仮に1年延期などの、そういう状況が生じた場合は、当然のことではありますが、決議いただいている議会をはじめ、実行委員会、開催地市町など、関係者の皆様に丁寧に説明を行った上で、改めて県としての考え方を示していくということになると考えております。

あと2点目の、質問で言うと3点目になりますが、両大会のレガシーについて答弁させていただきます。

昭和50年の三重国体では、本県選手が力を発揮し、天皇杯、皇后杯獲得という目標を達成したことで県民の皆さんに夢や感動を与えることができました。

また、選手育成の基盤である競技団体の活動が拡大したことにより、多くの競技が普及するとともに、当時、活躍した選手が指導者となることで、先ほど議員からも御紹介がありました。教え子の中から吉田沙保里選手など、国内外で活躍する多くのトップアスリートが輩出されました。

さらに当時は、前年にオイルショックがあったものの、日本は高度成長期にあり、国体招致が伊勢自動車道や国道23号南勢バイパスなどのインフラ整備につながってきたことも、また、県営陸上競技場などの施設整備が進んだことで県民の皆さんが様々なスポーツを楽しむ環境が整ったこともレガシーの一つであったと受け止めています。これらはまさに、前回大会のレガシーであると評価しています。

一方、平成23年8月にスポーツ基本法が施行され、スポーツの持つ力に様々な視点からその期待が高まっています。中でも、新たな視点として、地域づくりに向けた役割の発揮が求められています。

これからのスポーツを考える上で大事なことは、いかにスポーツを地域づくりにつなげるかという発想であり、第2次三重県スポーツ推進計画においても、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を、スポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていくことに重点を置いています。こうしたことから、両大会については、施設整備、競技力に加え、地域を支える人づくり、以上、三つのレガシーを期待しているところであります。

まず、施設においては、県では、県営陸上競技場の大規模改修などを進めるとともに、会場地市町においても、競技会開催に必要な施設整備を進めていただいています。これらは、前回大会以来の大規模な施設整備となり、その結果、全国規模の大会開催やプロスポーツの試合が観戦できる環境を整えることができました。

今後、これらの施設を十二分に活用することで、地域スポーツの振興や交流の促進につなげ、さらにハイレベルなスポーツに触れる機会が増えることで、何よりも三重の子どもたちに大きな夢と希望を与えることにつながるものと期待しています。

次に競技力ですが、県では、地元選手の強化育成や有力な県外選手の県内定着の取組を進めています。これらの取組により、国体後も安定的な競技力を維持し、また、引退後は指導者として活躍いただくことで、次世代を担う選手や指導者を育てていく好循環の仕組みが構築されるものと期待しています。

さらに3点目の人づくりでは、多くの県民の皆さんに両大会での開・閉会式や競技会の運営などに、ボランティアとして御協力いただきたいと考えています。両大会を我が事として取り組んでいただくことで、同じ思いの仲間をつくり、地域での絆を深め、おもてなしの心を育ていただき、両大会の成功に向けた担い手としてはもちろん、両大会の後も、引き続き地域を支え

る担い手として活躍していただきたいと期待しています。

施設整備、競技力、支える人づくりの三者が両大会のレガシーとして受け継がれ、これらが三位一体で機能することで、これからの三重県がスポーツによって一層活気あふれる地域となることを目指しています。そのためにも、両大会を一過性のものとすることなく、長期的な視点でスポーツの振興と地域活性化を図ることで、スポーツの価値を高め、スポーツを通じて人々がつながり、スポーツを核とした地域の魅力づくりやまちづくりが進むよう取り組んでまいります。

[辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇]

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 私からは、国体・全国障害者スポーツ大会の開催経費をどの程度見込んでいるのか、東京2020大会の動きも踏まえて、両大会についても簡素化を図るべきではないかという御質問に対して、答弁申し上げます。

国体及び全国障害者スポーツ大会に係る経費につきましては、通常、他県との比較におきまして、開催2年前、1年前、開催当該年度、この3年間の経費を用いることが多いんですが、東京都を除く平成24年度から29年度までの5県における3年間の平均額としては、国体で約78億円、全国障害者スポーツ大会で約22億円、競技力向上対策に関する経費で約17億円となっています。三重県におきましても、開催2年前と開催1年前の経費としましては、ほぼ同程度ということになっております。

開催年度における事業経費の見積りでございますが、現在、市町における競技会の開催経費の聞き取りを行っておりまして、予算要求に向けてということになりますけれども、近年、資材費、労務費等が上昇傾向にあることから、開催年における経費の増を懸念しているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で新しい生活様式に基づいた対応が求められるなど、スポーツを取り巻く環境が大きく変化しています。日本スポーツ協会が5月14日に策定しましたガイドラインにおきましても、スポーツイベントの運営において、主催者が行う対策として実に数多くの項目

が具体的に列挙されておりまして、今後、開催準備に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための費用が増大するのではないかとということも想定されます。

このような中、東京2020大会は開催に向けて、延期に伴う費用と負担を最小化し、国民、都民の理解を得るべく競技と選手に重点を置きつつ、効率化、合理化を進め、簡素な大会とするとの基本的な考え方を示されました。

三重とこわか国体・三重とこわか大会におきましても、国内最大のスポーツの祭典であり、大きな費用と負担を伴うものとなる点、東京2020大会の方針同様、県民の皆さんの理解なくして進めることのできないものと受け止めております。

こうした状況を踏まえ、国体準備業務全般にわたり、今後も簡素、効率化を徹底していくという観点から、式典や会場整備、輸送交通、警備など、開催準備のあらゆる面において、より一層の効率化や合理化が図れないか一つ一つ確認を行いながら、引き続き開催経費の節減に努めていくとともに、開催準備の手法そのものにつきましても再検討を試みるなど、簡素化に向けた努力を続けてまいりたいと考えております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 費用の面ですけれども、ちまたの話で、企業庁の水力発電事業譲渡金を当てにしておるとい言葉が出るんですよね。平常時であれば、まあ、そうやなで済むんですけれども、これだけ財政が厳しい折ですから、あのお金というのは企業庁が本当に努力をしてつくったお金ですので、しっかり県民の役に立つ使い方をしていかならんと思いますので、あんまり当てにすることなくしっかりと経費節減に努めていっていただきたいなと思います。

レガシーの質問については、最初考えたときにちょっと早いかなと思ったんですけれども、やっぱりレガシーも、結果としてでき上がるレガシーと、つくっていくレガシーがあらうかと思います。昭和50年国体の人材というのは、やっぱりつくっていったレガシーだと思いますし、今、知事がおっ

しゃった、施設、競技力、人、これもやっぱりつくっていかないとレガシーにならないと思いますので、終わって、感動したね、よかったねだけで終わらないようなしっかりとした大会にさせていただけたらなと思います。

一つお願いというか、お伺いするんですけども、当然、国体が開催されますと、印刷物だとか、県、市町から様々な発注物件があると思うんです。そうした際には、これだけ地元の企業さんが非常にコロナ禍で大変な状況ですから、できるだけ地元企業さんにそういったものを発注していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 両大会の調達業務において、地元企業に受注の機会を与えるべきではないかという御質問でございます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の発注業務につきましては、両大会の実行委員会財務会計規程がありまして、こちらのほか、県の会計規則等に基づいて、公平性、透明性、競争性の確保など公正な手続の下で、県内事業者の方々にできる限り参加いただくことが望ましいと考えております。

これまでも両大会の準備に係る業務におきましては、例えば広報物品や、議員の御紹介がありました事務物品など、実際にも数多く県内の事業者の方々に受注いただいております。

今後も、三重とこわか国体・三重とこわか大会の各種発注業務につきましては、当該業務の性質上、履行できるのが特定の事業者に限られるといった特段の事情がない限りは、基本的には県内事業者の方々に幅広く入札等に参加いただけるよう心がけてまいりたいと思います。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

2番目の種子条例についてお伺いします。

平成30年の主要農作物種子法の廃止に伴い、県は、三重県主要農作物採種事業実施要綱を制定し、従来同様に、稲、麦、大豆の優良種子の安定供給の

確保を図ってきました。あわせて、採種事業検討会を設置し、種子条例制定の検討も進められてきました。既に18県が条例制定しています。

そこで県は、県民の食の源となる、稲、麦、大豆の種子生産への不安を払拭し、将来にわたって主要農作物の優良種子の生産と安定供給を維持するため、三重県主要農作物種子条例を制定するとし、今議会に上程しました。

昨年2月の定例会議にて、新たな種子法の制定を求める請願は残念ながら不採択となりましたが、昨年の選挙戦に向けた、私たちの会派、新政みえの政策集、新政みえビジョン2019に種子条例の制定を求めると約束した私たちにとっては大変うれしいことであり、高く評価するところであります。昨年12月から1月にかけて行われたパブリックコメント、443件の非常に多くの意見が出され、関心の高さもうかがえます。

国の法律に代わり県が条例化すると、それぞれに個性が出ます。例えば、長野県や北海道はそばなどを条例に加えました。せっかく三重県としても条例を制定するのであれば、三重県色が出ないものかと考えます。

廃止された種子法や三重県主要農作物採種事業実施要綱の目的は、優良な種子の確保でありました。このたびの条例は、目的に優良な種子の確保を図り、もって主要農作物の品質の確保及び安定生産を通じ、消費者へ安全で安心できる食糧を提供するとあります。つまり、県民への安全で安心な食糧供給が主目的となります。ここが三重県の個性であり、一步踏み込んだ内容と思いますので、高く評価したいと思います。

一方、同趣旨で、三重県食の安全・安心の確保に関する条例がありますが、この条例の食は食品であり、種子条例が種子の安全、安心、安定のよりどころとなります。

そこで、お伺いします。

第1点目は、条例の主目的である安全・安心な食糧の供給の内容は、この条例のどこに反映されているのでしょうか。

第2点目は、主要農作物の在来種の活用について第16条で定義されていますが、他県の条例にあるような対象種子の拡大は検討されたのでしょうか。

3点目は、種子法廃止以降、多国籍アグリ企業が種子市場を席巻するのではないかという不安がありました。こうした不安の声を払拭していくためには、今回条例の第15条に基づき、県の気候、風土に適した品種を開発していくことが重要と考えます。県として、今後の品種開発をどのように進めていくか、以上3点をお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、主要農作物種子条例につきまして3点、御質問いただきましたので、順次、お答えさせていただきます。

まず1点目の、今回の条例の目的である、安全・安心な食糧の供給をするための具体的な内容はということですが、主要農作物である米、麦、大豆などの安全・安心な食糧を県民の皆様提供していくためには、生産する上で大切な種子を農業者に安定的に供給していくことが大変重要であると考えておまして、このことから、条例案の目的として、優良な種子の供給を図り、もって安全で安心な食糧の供給に寄与するとの記載をさせていただいておるところでございます。

今回の条例案では、農業者への優良な種子の供給に向けた生産工程を適正に管理していくため、必要となる県の取組などを規定しております。

具体的には、県内で普及すべき奨励品種の決定において、品質などの特性、県内の自然条件などへの栽培適性、それから、遺伝子組換えなどの観点も含めた品種の由来を十分に審査した上で、安全を念頭に置きながら品種を選定することとしております。

また、今回の条例制定に伴い、新たに設置することとした指定種子団体の指定に当たりましても、業務の公正、公平性や継続性などを十分審査するとともに、業務内容についても定期的に確認し、必要に応じて指導、助言を行うということで、農業者への種子の安定供給を確保することとしております。

さらに、種子を生産する圃場につきましても、知事が指定した上で生育状況を審査するとともに、生産された種子については、種苗法に基づきます品

質基準などに照らし合わせ、発芽の良否であるとか不良な種子や異物の混入状況など厳しく審査し、優良な種子を選別していくこととしております。

このように、三重県の気候、風土に適した優良な奨励品種を一連の厳しい工程管理の下で生産し、知事の指定を受けた種子団体が農業者に安定的に供給していくということで持続的な食糧生産が可能となり、県民の皆さんの安全・安心につながるものと考えております。

今後は、条例で定める奨励品種の決定や、指定種子団体の指定等を行うために必要となります要領や基準づくりを進めることとしておまして、条例やそれらの要領、基準等に基づいて種子生産に関する様々な業務を適正に実施していくことで、条例の目的である安全・安心な食糧の供給を県としてしっかりと担保してまいりたいと考えております。

次、2点目でございますけれども、条例の対象となる品目の検討ということでございますが、現在、主要農作物などの種子の安定供給を図るための条例につきましては、18道県で制定されております。その中には、小豆やそば、あるいは一部野菜などについて、産地の規模でありますとか、既存の種子供給の体制への公の関与など、各道県の実情に応じて対象品目に加えている条例もございます。

本県でも、条例案の検討に際しては、野菜などの対象品目の拡大について検討を行いました。例えば、本県で多く栽培されていますトマトやキャベツ、ネギなどについては、既に民間事業者によって優良品種の種子が安定的に供給されております。また、ナバナや松阪赤菜などの伝統野菜、そばやゴマなどの地域特産物についても、JAや実需者などが中心となって種子を供給していく体制が整備されております。

こうしたことから、野菜などは条例の対象には加えてはおりませんけれども、食の源となる米、麦、大豆の種子を、県が責任を持って引き続きしっかりと供給してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、3点目ですけれども、県の気候、風土に適した品種開発についてということでございます。

収益性が高い主要農作物の生産を拡大するためには、消費者や実需者の多様なニーズとともに、栽培のしやすさなど農業者のニーズに対応した品種を開発していくことが必要でございます。

県では、これまでも需要に対応しつつ、本県の自然条件などに適応した米の品種であるとか、あるいは酒米等も開発してまいりました。また、地域の自然条件に適した在来品種、例えば、菰野町の竹成米というのがございますけれども、これらについても、病気の抵抗性や食味の向上に向けた改良などにも取り組んできたところです。

現在、品種開発に当たっては、米の卸売業者や生産者団体などから、定期的に消費者や実需者、農業者などのニーズを聞く機会等を設けております。また、国や各都道府県の試験場とも連携し、試験研究などに取り組んでおるところでございます。

今後も、引き続きこうした関係者とのネットワークを生かしながら、農業研究所に整備いたしました、1年間に米が3回栽培できる世代促進温室なども活用しまして、県内の自然条件に対する栽培適性や生産コストの低減、さらには消費者や実需者ニーズへの対応などを踏まえつつ、スピード感を持って新たな品種開発に取り組んでまいります。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 時間の都合で再質問はしませんけれども、安心、安定、安全というのが主目的になっているわけですから、条例はこのままでいくとして、やっぱり別途定めるということになっていますから、先ほども要領だとか基準づくりをされると、その中で十分色濃くそういったものが出てくるようにお願いしたいなと思います。

今、おっしゃった以外にも、例えば農薬という切り口もあるかと思うんですよ。安全な農薬を使用して、安全で安心な種を提供するとか、そういうことも踏まえながら考えていただきたいなと思います。

次、行きます。知事の人事政策についてお伺いします。

先日、三重県職員採用試験のパンフレットが配布されました。いよいよ来

年の職員採用がスタートしました。一方、本年4月の人事異動の結果、本来配属されるべきところに配属されなかったケースが17件ありました。つまり17名の職員の欠員が生じたこととなります。これは、再任用希望職員数と新規採用者数との合計と、定年や早期の退職者数の見込みにそごが生じたこととなります。当然、配属されるべき職員がいない職場は労働過重となります。あまりにも厳しい査定を行い過ぎたのではないのでしょうか。

地方公務員は、1994年、平成6年329万人をピークとして減り始め、2018年、平成30年には274万人となっています。17%減です。最近、国も地方公務員の削減を求めなくなりました。減らし過ぎたことによる弊害が、感染症対応や自然災害発生時の対応などに問題が生じてきたからと考えます。これは、今年度の地方財政計画にも表れています。

こうした中、三重県職員の年齢別職員構成は、昨年の人事委員会資料によりますと、おおよそ45歳以上は平均200人、45歳以下は平均120人から130人と、45歳以上が非常に多く、若手から中堅職員層が非常に少ない年齢構成となっています。

そこで、新年度に向けた職員採用の考え方についてお伺いします。

第1点目は、来年度の職員採用に向けて本年度のような大量欠員が生じない採用を求めるところですが、お考えをお伺いいたします。

第2点目は、就職氷河期世代の採用についてであります。

安倍政権は、30代半ばから40代が中心の就職氷河期世代を対象に、本年度から3年の集中期間を設け、30万人を正社員化する取組を全世代型社会保障制度改革の一環として取り組むとしていましたが、共同通信社アンケートによりますと、就職氷河期世代の採用を9割弱の企業は予定なしと答えています。新型コロナウイルス感染症の状況ですから、当然なのでしょう。

就職氷河期の課題は、潜在的な貧困問題であります。先ほど申し上げたとおり、県職員の年齢分布は45歳より若いところは非常に少ない現実があります。コロナ禍によって民間企業が採用を控える中、就職氷河期世代救済の採用についてお伺いしたいと思います。

3点目は、技術職員の採用です。

国の令和2年度地方財政計画によると、都道府県などが、土木、建築、農業土木、林業の技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずるとあります。世の中も変わったものやという感がありますけれども、せつかくの機会ですからこれにうまく乗って、技術職員の採用も考えたらいかがかと思いますが、御答弁をお願いします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 職員の採用につきまして3点御質問いただきましたので、順次、御回答させていただきます。

まず、年度当初に欠員が生じたことの所感と、それから、来年度の採用計画についてお答えさせていただきます。

まず、職員の採用する数というものはどうやって決めているかと申しますと、年度当初に策定する職員採用計画、この中で、まず退職者がどれぐらいいるんだろうかという数の見込み、それから、今後の行財政需要等の必要数を次年度で補充する形で人数を決定しているところでございます。

しかしながら、令和2年4月1日の職員数が想定していた職員数に達していなかったということにつきましては、これは令和元年度末で早期退職者等の数が当初職員採用計画のときに見込んでいた数を大幅に上回ったことによって生じたものでございます。

このため、令和3年度の職員採用計画におきましては、この不足分を採用数に計上するなど、職員数の確保に向けて対応を図っているところでございます。

また、本年度におきまして、不足を生じている所属につきましては会計年度任用職員の制度を活用するなど、適切な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の就職氷河期世代の採用試験についてお答えさせていただきます。

議員から状況の御説明がありましたように、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行って希望する就職ができなかった、または正規の雇用の機会に恵まれなかった、いわゆる就職氷河期世代と呼ばれる30代半ばから40代半ばの年齢層に対しまして、国が、就職氷河期世代支援プログラム、3年間の集中プログラムを打ち出しまして、これを受けまして、国の省庁あるいはほかの自治体におきましても、同世代を対象にした採用試験を実施する動きが見られているところでございます。

そこで、三重県といたしましては、来年度の採用に向けまして、おおむね33歳から44歳の方々を対象にいたしまして、学歴あるいは職務経験を問わない社会人を対象といたしました三重県職員採用候補者試験、これを実施いたしまして、正規の県職員の採用を通じた同世代の支援に取り組む予定をしております。

就職氷河期世代の中には、当時の厳しい就職環境の下で非正規で働いている方、あるいは仕事に就いていない方々など様々な事情を抱えていらっしゃると思います。そういった方々へ、三重県職員として働くことに挑戦する機会を少しでも提供できればと考えておりまして、多くの方々に受験していただき、有為な人材が確保できればと考えております。

今後の予定でございますけれども、7月に募集案内を配布させていただきまして、9月に第1次試験を実施する予定でございます。

それから、三つ目でございます。地方財政対策の中で示されました技術職員の確保の話でございます。

先ほど議員から御紹介がありましたような背景を基に、令和2年度から、都道府県が、土木技師あるいは農業土木技師など四つの職種の技術職員を増員いたしまして、平時に技術職員不足の市町を支援するとともに、大規模災害時に中長期派遣要員を確保する場合に、人件費に対しまして地方交付税措置、これが講じられる制度が導入されております。

これに対しまして、三重県といたしましても積極的に対応していきたいと考えておりますが、民間企業等との競合によりまして、三重県を含めまして、

都道府県自体が技術職員の確保に苦慮しているという実態がございます。さらに、交付税措置の要件が厳格であるなど、制度面での運用課題も明らかになっております。

具体的に申し上げますと、まず一つ目の要件といたしまして、各年度4月1日現在におけます技術職員数、これが平成31年4月1日現在の技術職員数を上回る必要がございます。これにつきましては、早期退職者数が想定を上回ったことなどによりまして、減少しました職員数を上回る大幅な増員を行わない限り交付税措置が見込めないという状況でございます。

そして、二つ目の要件としまして、主な所掌事務を市町村支援業務とする必要がございます。組織的に複数で分担して業務を行う場合には交付税措置の対象とならないといった課題もございます。

しかしながら、県内市町におけます技術職員の不足への対応と、あるいは大規模災害における中長期派遣要員の確保につきましては、いずれも重要な課題であると認識しておりますので、令和3年度に向けまして市町支援の窓口の明確化など、たとえ交付税措置の対象とはならなくても、支援体制の充実につきましては関係部局と検討してまいりたいと考えております。

また、あわせて、国に対しましては、地方の実情を踏まえまして、より柔軟な対応を行っていただくよう要望してまいりたいと考えております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 1点だけ聞かせてください。就職氷河期世代の採用を行いますと。できたら何人ぐらいかを聞きたいのが一つ。ごめんなさい、二つ。

もう一つは、就職氷河期世代の人は、恐らく明日からでも県庁に勤めたい、勤める用意があらうかと思えますし、来年4月採用の上級職の人たちでも就職浪人の人たちもいるわけです。現実、この4月に17名の欠員ができたんですから、臨時職員対応もあらうかと思えますけれども、前倒し採用をしていってもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） いわゆる就職氷河期世代の採用の人数でございます

けれども、詳細は7月に募集案内を配布するところでございますけれども、先行して実施している、例えば愛知県、それから岐阜県、兵庫県の数を申し上げますと、5名ずつ採用を予定しております。三重県におきましても、こういった採用人数を参考にしながら今、制度設計に入っているところでございます。

それから、前倒し採用でございますけれども、例えば、令和元年度、去年でございますけれども、豚熱の関係でかなり職員が薄くなったということで、合格者の方々にお願いしまして、11月1日で8名、12月1日で1名、9名の前倒し採用を行っているところでございます。

そして、議員御指摘のとおり職員数の不足の早期解消を図る、あるいは所属の負担を軽減するためにも、今年度実施する職員採用試験におきましても、社会人対象とした区分も含めまして、まず合格者の中で年度途中からの採用、学生の方はなかなか難しいと思いますので、可能かどうか、あるいは時期、配属先の調整を行いながら考えていきたいと思っております。

ただ、試験の合格は、A試験、B試験、C試験で大体10月ぐらいに合格発表があつて、社会人枠になるとさらに少し遅れますので、合格発表がないとなかなか調整できませんので、合格発表を行ってからの方々と調整させていただきたいと考えております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

続いて、（2）の職員人事についてお伺いします。

今年の4月に、二つの大きな特徴の人事があつたと感じています。一つは女性の管理職登用でございます。部長級において、昨年度は4人の女性の登用がありましたけど、今年は副知事を入れますと5人ということになりました。管理職比率も、女性管理職が1名増えて78人、11.0%と聞いています。

女性の登用、10年前に比べますと、平成22年は6.4%、44人でございました。随分御努力いただいたんだと、心から敬意を表したいと思えます。

一方、よく世間で言われますジェンダーギャップ指数、2019年を見ますと、

153か国中、日本は121位と最悪の状況であります。こうした状況の中で、今まで御努力いただきましたけれども、今後も、女性登用について引き続き頑張っていたきたいと思っておりますけれども、知事の御所見をお伺いしたいのが一つ。

二つ目の特徴として、部長職への国職員の就任であります。中川議員からも、先日、質問がありましたけれども、私が議員となった1995年、平成7年は、副知事をはじめ総務部長、企画振興部長、健康福祉部長、土木部長や理事兼交通政策監などに国職員が就任して、各部の主管課長の多くは国の職員でありました。その後、職員の声などもあり、北川知事、野呂知事、そして鈴木知事も、国職員の主要ポストへの就任をなくしてきました。

ところが、このたび、こうした流れに反して、雇用経済部長と県土整備部長に国職員が就任することになりました。県土整備部長は4月より着任してみえますけれども、異例にも、雇用経済部長は当面副知事が事務取扱となり、いまだ着任していません。このような例を、私は過去に見たことがありません。

そこで、あえて、この時期に雇用経済部長と県土整備部長に国職員を就任させた意義、理由について、知事にお伺いします。また、雇用経済部長は経済産業省より出向される予定と伺っていますが、なぜ4月に着任できなかったのか、いつ着任の予定なのかも伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきましたので、答弁します。

1点目は女性職員の管理職登用の関係です。

県庁では、知事部局において女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画、前期行動計画といえますけれども、平成28年3月に策定いたしました。

この計画において、一つは管理職への女性登用率を令和2年4月1日時点で10%、二つ目に本庁知事部局における管理職への女性登用率を令和2年4月1日時点で30%という、二つの目標を掲げて取り組んでまいりました。

具体的には、県の政策や方針の決定に関わるポストにおいて、意欲、能力

のある女性職員を積極的に配置し、県職員として女性活躍のロールモデルの見える化にも取り組んできたところであります。

また、管理職のマネジメントを補佐する班長等の職への任用や職域拡大を意識した人事配置など、将来の女性職員の管理職登用に向け段階的な能力開発、人材育成を進めてまいりました。

計画最終年度の今年4月の人事異動におきましても、環境生活部長など、これまで女性職員を配置していなかった管理職ポストについて、政策の議論に多様な発想を生かすため、積極的に登用を行ってまいりました。また、そもそも各部の人事の要であります総務課長にも5名を配置し、人事政策自体にも女性の考えが生かされるよう配置いたしました。

さらに、今年度から、課長業務の一部を担う管理職ポストとして新たに副課長を設置したところですが、スマート改革推進課やダイバーシティ社会推進課など、副課長全体の20%強で女性職員の登用に努めたところであります。

加えて、県職員全体における女性職員の割合も増やしていくことが大切だと考え、採用試験を行う人事委員会と連携した様々な広報活動を通じて、平成29年度の採用者に占める女性の割合は内閣府調査において全国1位となったところであります。ちなみに平成30年度は、全国4位となっています。

これらの取組の結果、管理職への女性登用率は、先ほど舟橋議員からも御紹介いただきましたが、令和2年4月1日現在で11.0%となり、管理職への女性登用率の目標を達成することができました。引き続き、女性管理職の積極的な登用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目の、2名の部長職を国からの職員とする意義、理由。それから、雇用経済部長の4月着任でない今後の予定ということです。

国からの職員の受入れは、国の行政で培った経験や専門的知識を県政の推進に活用することを目的に行っています。また、国での経験を踏まえた知見は県職員にも大きな刺激となっており、県政の推進だけでなく、組織の活性化という観点からも効果があると考えています。

今回、部長職に国から2名の職員を配置するに当たっては、様々な角度か

ら検討を行い判断しましたが、主な理由について申し上げます。

まず、雇用経済部長につきましては、2025年の大阪万博開催、26年の東海環状自動車道全線開通、27年のリニア名古屋駅までの開通、そして、これらの時期にスタートする遷宮関連行事等、本県を取り巻く今後の大きな事業展開を見据えると、関西圏と中部圏のさらなる連携を図りながら、その活力を取り込んでいくことが重要であり、加えて、県としてより一層広域的でダイナミックな経済政策が求められます。

その中で、三重県経済がチャンスをつかみ飛躍していくためには、より広い視野を持って組織をリードする人材が必要であると考えています。また、消費増税後の経済低迷から脱却するための対策を強力に講じていくため、以前から、中小企業・小規模企業政策の進化が必要であると考えていました。こうした中、折しも新型コロナウイルス感染症により、中小企業・小規模企業にとっては一層深刻な状況に直面しています。

新型コロナウイルス感染症対策が新たなフェーズに入中、経済産業省から適任者を迎え、県内経済をしっかりと支えしながら、国等と一層連携した取組をあらゆるネットワークを活用して取り組んでもらいたいと考えています。

次に、県土整備部長ですが、リニア中央新幹線の開通効果を最大限発揮するための、国やJR東海等の関係者との調整及び道路ネットワーク形成やまちづくり構想の議論の本格化、県内高規格道路網整備の新たな段階への対応、これはつまり新規事業化を目指す段階から一日も早い供用開始を実現するために、もう一つ、予算の山をつくらなければならない、あるいは、用地などの実務も早期に進めるという新たな段階への対応、次回、神宮式年遷宮関連行事に向けた道路整備、身近なインフラも含めた防災・減災、国土強靱化へのさらなる進展のための国との連携などの政策対応、官民連携による10年先を見据えたインフラマネジメントのデジタル化加速への取組に加え、ボリューム層である本県の高齢技術職員の大量退職を控えた組織の強化及び人材育成を図るといった観点も踏まえ、国土交通省からの職員を同職に配置い

たしました。

なお、雇用経済部長につきましては、毎年の経済産業省の人事異動の状況を勘案し、同省でのより多くの異動対象者の中から適任者を選んでもらうということを重視し、4月での着任とはなっていませんが、国からの派遣調整が整うまでの間、雇用経済部を担任事務に持つ廣田副知事が同部長職を兼ね、新型コロナウイルス感染症対策が新たなフェーズに入中、雇用の維持及び地域経済の再生、進化といった、雇用経済部が担う喫緊の課題に対し部の職員一丸となって取り組んでくれましたし、これからもしっかりと対応してくれます。

なお、同部長の人選や着任時期等につきましては、7月1日からの本県採用に向け、現在、経済産業省と協議を行っております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 先ほど、北川議員の質問の地方分権については、すごい元気に、地方分権を頑張るんだという御答弁でした。

国の職員が地方公共団体の主要ポストにつくことは、地方分権推進上、課題も多いという指摘がある中では、少し相反することにならないかなという思いを持ちながら今まで聞いていました。

国から人が来れば、当然、人をまず覚えなければなりません、地理を覚えなければなりません、そして、三重県の特徴を覚えなければなりません。先ほど知事が北川議員に答えたときのように、地方に人材があります、地方のことは地方が知っていますという力んで言うた言葉と相反する答えを今されたような気がするんですよ。

そういった意味では、来てすぐに役立つ、中の職員に対してトータルでコーディネートができる、そして、外に対して顔を知っていて地域を知っている人が、そして部局間調整も含めてできるのが、部長に求められる能力だと思えます。いわゆるスペシャリストというよりも、ゼネラリストが一つの部長像じゃないかなと思えます。

そうしなければ、例えば、教育委員会の教育長だって、農林水産部長だっ

て、専門職じゃないですけども、やっぱり座っていますよ、そこへ、着任しています。そして、しっかり頑張ってください。そういった意味から考えると、部長はゼネラリストでいいし、もしも今知事が言われるような専門性だとか高度な知識を国の職員に期待するならば、何とか専門監とか、そんな形で来ていただいて、わざわざ県の職員のやる気をなくすような部長に就任していただかなくてもいいんじゃないかなと私は考えます。

本当はやり取りがしたかったんですけども、あと5分しかありませんので、私の言いたいことだけ言って、モチベーションを、来年はオリンピックもあります、国体もあります、それから、太平洋・島サミットもあります、場合によったら選挙もあります、忙しい年ですから、職員がやる気を持って仕事ができる環境にしてやってほしいなと思っています。

雇用経済部長は、これだけ待たされたんですから、きっとすばらしい人がお越しになるんだろうと期待するところでございます。

最後5分になっちゃいましたので、最後のほうへ移らせていただきます。

新型コロナウイルスと共存する社会に向けてであります。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の見直しを、稲森議員が文書質問しました。行動計画の大きな枠組みを変更する必要はない、変えるんやったら時期尚早という答えだったと思います。私も、骨組みを変える必要はないと思います。

ただし、医療、福祉関係の施策においては、やっぱり新型コロナウイルス感染症という言葉が一切ないし、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画は4か年の計画ですから、一定の時期に見直しは、背骨じゃなくて肋骨の部分で必要なんじゃないかと思えますし、できれば年度末ぐらいには見直すほうがいいのではないかと思えますので、お伺いいたします。

もう一つは、山本議員の質問にありました地域医療構想の見直しです。平常時のことは今までありましたけれども、非常時の問題も書き込みながら、今後、地域医療構想調整会議で検討すると、要は変えていただける、加筆していただけると受け止めさせていただきました。

とりわけ、今回のコロナ禍の動きを見ておりますと、公立・公的病院の位置づけ、活動はすごいところがあったと思います。そのところをしっかりと、充実させていただきたい、その趣旨のみで御質問させていただきたいと思います。

○副議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の一部見直しという点について、答弁させていただきます。

御質問の一部見直しに関しましては、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、来年度の経営方針等の議論と並行しまして、計画の一部見直しの必要性も含めまして、県議会をはじめ関係者の方々の御意見をしっかりと聞いた上で検討していきたいと考えております。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 地域医療構想についての考え方を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、公立・公的医療機関が、多くが感染患者を受け入れながらということとともに感染拡大に備えた一般病床を確保していただくなど、地域の医療提供体制において非常に重要な役割を果たしていただきました。

こうした新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえまして、今後の地域医療構想の議論におきましては、先日も答弁させていただきましたが、非常時における医療機関の担うべき役割などの環境を織り込みながらしっかりと議論を行うこととしており、国の判断を待つことなく県独自で取組を進めてまいります。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 新型コロナウイルス感染症で、ステイホームが始まって新たな生活様式という時代になりました。それに伴って、当然、県政の推進上も、お金の使い方、それから医療、福祉環境などの様々な施策が変わってこようかと思っております。それぞれの時期に応じた対応を的確にさせていただいて、

県民の安心・安全に向けた県政の推進を進めていただきますことと、来年、無事成功裏に三重とこわか国体が終わられますことを祈念して終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（服部富男） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 20 分休憩

午後 3 時 30 分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 審 議

○議長（日沖正信） 日程第 2、議案第 121 号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました補正予算 1 件について、その概要を説明いたします。

緊急事態宣言が全国で解除され、新型コロナウイルス感染症対策が新たなフェーズに入ったことを受け、3月の緊急経済対策、4月の緊急総合対策に続く第3弾の対策として“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルを策定し、5月29日に公表しました。

新型コロナウイルスの脅威は、ワクチンや治療薬が開発され安定的に供給されるまで続き、今も警戒を緩めることができません。一方で、県内で感染

を抑えこむことができている今こそ、感染防止対策を徹底しながら、次の段階として、傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図るという新たな挑戦に着手しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会の持続可能性について真剣に考える貴重な機会を全ての人に提供し、デジタル技術がその対策に重要な役割を果たすことを鮮烈に示唆するとともに、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の理念でもあるSDGsとSociety5.0の視点を改めて際立たせる結果となりました。

みえモデルは、第2波に備えて、医療提供体制を万全なものにしなければ地域経済再生への道は決して開けないとの考えの下、これからも続く新型コロナウイルス感染症の脅威の中で社会経済活動への影響を最小限にした上で、どのように県民の命と健康を守り抜くのか、また、感染症がもたらした価値観やライフスタイルの変化を踏まえながら、どのように傷ついた暮らしと経済の再生、活性化を図っていくのか、それらをお示しするものです。

また、本県における今後の感染症の発生や蔓延の防止の観点から、全県を挙げた万全の対策を計画的かつ総合的に講じるため、全国に先駆けて県独自の三重県感染症対策条例（仮称）を制定します。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画、三重県感染症予防計画について、今回の感染症への対応に係る課題を踏まえ、新型コロナウイルス特有の感染状況に合わせた見直しを行うため、専門家等からの意見を交えた計画の改定等を県独自で行います。

議案第121号の補正予算は、みえモデルに基づく取組を速やかに実行するため、一般会計で254億9504万8000円を増額するものです。

それでは、一般会計の概要を説明いたします。

歳入は、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で21億9936万7000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で216億200万7000円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で7億3749万6000円をそれぞれ増額するなど、合わせて251億4741万8000円を増額して

います。

寄附金について、県民の皆様や企業などからいただいた新型コロナ克服みえ支え“愛”募金、県職員の労使協働で募った県民応援募金、教育関係者で募った応援募金を、合わせて4366万8000円を増額しています。

繰入金について、福祉基金繰入金で5085万5000円、ふるさと応援寄附金基金繰入金で308万2000円をそれぞれ増額するなど、合わせて5393万7000円を増額しています。

諸収入について、休業要請、依頼に協力いただいた事業者への協力金の市町分として2億5000万円を増額するなど、合わせて2億5002万5000円を増額しています。

次に、歳出のうち主なものを説明します。

県民の皆様の命を守るための医療提供体制を引き続き整備するため、感染症患者専用の病院や病棟等を設定する医療機関に対して、空床確保に要する費用や高度医療向けの設備整備を支援します。

感染症の疑いのある患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関が行う院内感染防止対策等や、医療機関、薬局等が行う感染拡大防止対策を支援するなど、127億8041万円を増額しています。

県内消防本部の感染防止対策を強化するため、救急活動において使用するマスク等感染予防装備品を県が購入し配布する経費として、5881万5000円を増額しています。

障害福祉サービス事業所等の感染防止対策や、感染拡大の影響に伴う介護業務の負担軽減、通所型のサービスから居宅訪問への切替え等に要する経費を支援するため、2億9281万3000円を増額しています。

感染により重症化するおそれの高い児童を送迎する際、放課後等デイサービス事業所が福祉タクシーを利用する場合に要する経費を支援します。

特別支援学校等の臨時休業に伴い、保護者と障がい児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯において、保護者の休息を確保するため、放課後等デイサービス事業所の職員が居宅を訪問する事業を支援するなど、200万3000円

を計上しています。

感染症対策の最前線で患者と接していただいている医療従事者や、介護・障がい福祉施設等に勤務し利用者と接する職員の方々に対して慰労金を支給するため、85億8710万円を計上しています。

児童相談所一時保護所や国児学園におけるマスク・消毒液等の購入、児童福祉施設における衛生用品等の購入や、入所児童等が利用するオンライン学習のための端末の購入などに要する経費を支援するため、1939万1000円を増額しています。

保育所・放課後児童クラブ・児童養護施設等において、感染症対策への不安等を気軽に相談できる窓口の設置や、感染症対策の専門家による指導を受けるなど必要な経費を支援するため、1679万7000円を増額しています。

女性相談所における衛生用品等の購入や、生活空間の改修工事、入所児童等が利用するオンライン学習のための端末の購入を実施するため、800万円を計上しています。

県立図書館において図書を媒介した感染を防止するため、図書消毒機を導入する経費として266万2000円を計上しています。

看護師等養成所において、遠隔授業に必要な設備整備を支援します。医療機関等での臨地実習の中止に伴い、学内演習でも同等の知識と技能を習得できるよう、必要な資機材を県が購入し養成所に貸与するなど、3902万円を計上しています。

県内交通事業者における衛生用品の購入や、バス・鉄道・船舶の車内・船内において実施する抗菌対策などに要する経費を支援するとともに、公共交通機関の利用回帰を促進するため、安全・安心を呼びかける啓発活動を実施するなど、4613万4000円を計上しています。

三重県消防学校において施設内の換気機能を強化するため、空調管理設備を更新する経費として3364万5000円を計上しています。

避難所の感染症対策を行う市町の取組を支援するため、市町を対象とした補助金に感染症対策のための特別枠を設ける経費として、1736万8000円を計

上しています。

県内の水産産地市場において、漁業者や水産加工業者等の衛生管理に関する研修会の開催や施設改修などに必要な経費を支援するため、3100万円を計上しています。

県が行う緊急事態措置による休業要請、依頼に全面協力いただいた中小企業・小規模事業者、個人事業主を含むに対して、市町と協調して交付する協力金について、協力事業者の増に伴い5億円を増額しています。

県立学校において、各学校における感染防止対策や児童・生徒の学びの保障に取り組むため、2億1000万円を増額しています。小・中学校における感染拡大防止を徹底するため、スクールサポートスタッフを配置し、多くの人が触れる場所の消毒や登校時の健康観察と併せ、児童・生徒の学習活動が充実するよう、授業や家庭学習に係る教材準備の補助などを行うため、1億1088万円を増額しています。

開催が中止となった全国高等学校総合体育大会や全国高等学校野球選手権大会の代替大会の開催経費を支援するため、1000万円を増額しています。

医療従事者の皆様の懸命な御尽力に対し感謝と応援の気持ちを伝えるため、県民の皆様や企業から寄附いただいた新型コロナ克服みえ支え“愛”募金や、県職員労使協働で募った県民応援募金、教育関係者で募った応援募金などを活用して、患者の入院治療や、帰国者・接触者外来等において、感染患者の対応に当たった医療従事者に対して県独自の応援給付金を支給するため、7084万円を計上しています。

感染防止対策や学校の臨時休業に伴い、負担が増加している保育所や児童養護施設で働く職員、里親への感謝と応援の気持ちを伝えるため、県民応援募金などを活用して、みえ支え“愛”セット、衛生用品等の配布を行うため、6550万5000円を計上しています。

教育関係者で募った応援募金を活用して、市町が行う学習支援活動を支援するとともに、放課後等に補充的学習を行う学習指導員を市町からの要望を踏まえ増員するため、8864万5000円を増額しています。

また、同募金を活用して、県立学校に在籍する外国人生徒の学びをサポートする外国人生徒支援専門員を増員するため、348万4000円を計上しています。

感染拡大の影響から生じた雇用の需給ミスマッチの解消に向けて、関係機関と連携し、労働力に余剰のある企業と不足する企業の情報をホームページ上に掲載し、その情報を基に企業間における労働力シェアマッチングの支援を行うため、3690万5000円を計上しています。

外国人技能実習生等の確保が困難な状況にある県内水産業の人材を確保するため、他業種のパート労働者等を対象とした作業体験に必要な器具等の購入、トイレなど職場環境の改善に必要な経費を支援する経費として、450万円を計上しています。

生産活動に大きな影響を受けている障がい者就労継続支援事業所の運営を継続させるため、家賃や設備整備費用、広報活動に要する費用等を支援する経費として、1600万円を増額しています。

対面接触の回避や通勤負荷の軽減を図り、障がい者のテレワークを積極的に進めるため、企業や障がい者に対してテレワーク導入に関する研修や実践訓練を行います。

重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいがある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がい者の就労につなげるため、OriHimeをはじめとする分身ロボットの活用によるモデル事業を実施するなど、2070万円を計上しています。

県内ものづくり中小企業・小規模企業等が、新型コロナウイルス感染症の影響や、自動車産業のCASE、コネクテッド・自動化・サービス化・電動化への変化など、社会経済情勢の変化に的確に対応し、企業の生産性と収益力を高めていけるよう、新分野、他業種への参入や、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進を図っていきます。

また、有識者会議を設置し、生産性向上を図りながら、感染症対策も含めた非対面・非接触ビジネスが展開される新しい三重のものづくり産業の在り

方を検討していきます。

感染症の影響を乗り越え、自社の強みを生かし、新たな事業展開に挑戦する県内ものづくり企業の取組を促進するため、試作開発等を行う経費を支援するなど、2053万円を計上しています。

県内ものづくり企業の受注機会を確保するためのオンライン商談会の開催や、工業研究所の技術相談にオンライン環境を整備する経費に加え、技術相談や人材育成など企業からのニーズが高いコンテンツをデジタル化、公開する経費として、635万3000円を計上しています。

感染拡大の影響による個人消費の落ち込みが顕著なことから、国の消費喚起策と連動し、経済回復期の需要を取り込むとともに、市町・商工団体等と連携して、中小企業・小規模企業へのキャッシュレス決済の導入を支援することで衛生的な購買環境を構築するため、1442万6000円を計上しています。

中小企業・小規模企業が、時間や場所の制約なく、いつでも経営支援を受けられる環境を整備するため、中小企業・小規模企業の経営支援を行う支援機関のデジタルトランスフォーメーション、DX化を支援する経費として、6042万4000円を計上しています。

感染症に伴って発生した新たな社会課題の解決や、新しい生活様式の実現に向けて、世界中の大企業・ベンチャー企業等から革新的なビジネスモデルなどのアイデアを募集し、開発支援や実証実験の実施などに必要な経費を支援するため、1億102万2000円を計上しています。

県内自然体験事業者の感染防止対策として、消毒液やマスク等の衛生用品の購入を支援するとともに、自然体験事業者による新しい生活様式に即した子ども向けプログラムの造成や、テレワークの環境整備等を支援するため、4250万7000円を計上しています。

県内農林水産事業者が新しい生活様式の下で販売力を強化できるよう、オンライン上での事業者間の交流や商談が実施できる環境を構築するとともに、地産地消の推進に向け、直売所における消費者ニーズの分析や直売所間のネットワーク構築に取り組むため、1947万2000円を計上しています。

県産水産物の消費拡大に向け、国や市町の消費喚起キャンペーンの登録飲食店等における県内水産物の販売促進活動経費を支援するため、300万円を増額しています。

三重テラスにおけるDXを活用した、非接触・非対面サービスを提供するとともに、三重テラス等で使用できるプレミアム商品券の発行やSNS上でのプレゼントキャンペーンの実施、三重テラスの店頭やホームページでショップ等の混雑状況が確認できるシステムを導入するなど、1208万2000円を計上しています。

関西圏の営業活動において、新しい生活様式を踏まえたオンライン型の商談会や、生産地ツアーなどによるビジネスマッチングの拡大を図るため、1200万円を増額しています。

感染症の影響により甚大な被害を受けた県内観光産業の早期回復を図るため、県民による県内周遊や県外からの誘客促進に官民一体で取り組みます。

三重県では、既にバス事業者等による県内周遊型の旅行商品の造成に対して支援を行っているところですが、国のGo To Travelキャンペーンに先行して、県民を対象とした県内宿泊や体験施設の割引クーポン、東海3県で連携した高速道路を活用した3県共同スタンプラリーを実施します。

さらに、国のGo To Travelキャンペーンとも連動して、宿泊料金の割引に県独自で上乘せするほか、スマホでみえ得！みえ旅プレミアムキャンペーンの実施に係る経費など、7億7446万6000円を計上しています。

感染拡大の影響により渡航制限やビジネススタイルの変化が生じている中で、海外旅行会社との関係維持、強化や、将来の誘客につなげるため、オンラインのメリットを生かした新たな手法による観光情報の提供や、商談などのインバウンドセールスを試験的に実施する経費として、978万7000円を計上しています。

都市部での移住需要の高まりが見込まれる中、移住を検討している人やワーケーションに関心のある人に三重を知ってもらい、三重を選んでもらうため、移住者や地域で活躍する人の日常や地域との関わりなど、三重の多様

な暮らしぶりを紹介するリレー形式の動画を作成し、ユーチューブ等のSNSで発信する経費として424万円を計上しています。

感染拡大を契機に豊かな自然等の価値が見直されていることから、南部地域の自然体験等の魅力について情報発信を行うとともに、南部地域における自然体験イベントの実施を支援するため、566万2000円を計上しています。

県外への教育旅行の実施が難しい中、多様で豊かな自然や歴史風土を有する南部地域の価値を県内の児童・生徒に再認識してもらうため、体験を取り入れた教育旅行の実施を支援する経費として、537万5000円を計上しています。

精神的・経済的な不安を抱える不妊に悩む方を支援するため、感染拡大の影響により収入が一定程度減少している方に対して、特例として、取得水準を問わずに助成する県独自の制度を創設するとともに、電話相談の開設時間を延長するため、1億381万8000円を計上しています。

休業等を理由に一時的な資金が必要な方を行う個人向け緊急小口資金等の貸付けについて、貸付け原資など必要な費用を追加補助するため、7億3500万円を増額しています。

感染拡大に起因する収入減少により、住居を失うおそれがある方に支給する住居確保給付金について、国の要件緩和に伴う申請増に対応するため、935万円を増額しています。

感染拡大に起因する低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対して支援するため、国の臨時特別給付金の支給に必要な経費として、2億8464万1000円を増額しています。

食品ロスの削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となる中、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するためICTを活用した仕組みを構築する経費として、944万円を計上しています。

失業や休業等による自殺リスクの高まりに対し、県、市町、民間団体等の相談体制を充実するため、相談環境整備に必要な経費を支援するとともに、

自殺相談に関するフリーダイヤルを設置する経費として、355万5000円を計上しています。

感染症関連の消費者被害の防止や、新しい生活様式に対応したお買物エチケットの定着に向けた啓発活動を集中的に実施するため、179万6000円を増額しています。

NPO活動の円滑な再開を力強く後押しできるよう、感染防止対策の強化やオンラインの活用など、新しい生活様式への対応に必要な経費を支援するため、1001万8000円を計上しています。

県立文化施設、総合博物館（M i e Mu）、美術館、斎宮歴史博物館の観覧料について、キャッシュレス決済を導入するとともに、県立図書館の蔵書を購入し図書活動を推進するなど、2578万5000円を計上しています。

感染拡大の影響により、県立学校において、修学旅行の延期等によりキャンセル料が発生した場合の経費を負担するため、1733万9000円を増額しています。

感染症を起因とした人権侵害や誹謗中傷等を防止し、県民の皆様の正しい認識と理解を深められるよう、テレビやラジオを活用した啓発活動を継続して実施するとともに、インターネット上の差別事象のモニタリング人員を増員して悪質な書き込み数の急増に対応するため、1094万円を増額しています。

県庁内のDX、デジタルトランスフォーメーションに向けた取組に対して、民間専門人材を活用してコンサルティング等の支援を行うとともに、その後のデジタル技術を活用できる人材の育成につなげます。

また、国が実施する事業を活用して、県内市町の業務プロセスの標準化や、AI・RPAを活用した効率化のモデル形成を図るなど、3983万2000円を計上しています。

感染拡大の影響を受け、不足している農業生産を支える人材育成に対応するため、県立農業高等学校の実習用農業機械を整備する経費として、1942万1000円を計上しています。

私の期末手当の減額による349万6000円、県議会議員の政務活動費の減額

による2272万円については、新型コロナ克服みえ支え“愛”募金等と同様、医療従事者に対する応援給付金等の経費に充当しています。

今後も、緊急度に応じて適時適切に対策を追加する予定ですので、御理解・御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

会 議 時 間 の 延 長

○議長（日沖正信） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

○議長（日沖正信） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後5時45分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第121号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第121号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって本件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1 2 1	令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号）

○議長（日沖正信） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明17日から29日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明17日から29日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後5時46分散会